矯正図書館

監獄雜誌

第九卷第八號

目　錄

○論說……（一頁）
○司獄官吏の雅量……有馬四郎助
○エルマイラ感化監獄……留岡　幸助
○未成年犯罪者及其救治策……山本　鑑尚
○獄事談叢……（二一〇頁）
○監獄學會雜誌に就て……小河　滋次郎君
○條約實施準備……（二一八頁）
○外國人の在監者處遇に就ての卑見……中　村　襄
○英米領事監獄參觀の記事……中　村　襄
○教誨……（二三五頁）
○涙の改俊……留岡　幸助
○教誨私見……野々山廣閑
○海外通信……（三七頁）
○米國身体測度局の設立（外一件）
○雜錄……（四〇頁）
○板垣內相監獄の改良談○行政整理委員に希望を述ぶ○北海道監獄の管理及典獄增置に就ての意見○臺灣清時の司法制度
○雜報……（四九頁）
○繁文停廢に就て○建築內申に就て○監獄建築并支署の廢設に就て○監獄竝築費の幾分を國庫より補助せられん○監獄局長たる勅任とせらるべし○監獄書記看守長名稱統一の事○來る通常會には國庫支辨法律案丈け提出せられん○特別判任官の俸給增加案は如何及雇員俸給增加○押送規則の解釋に就て○上田內務屬の出張○懲治場入の言渡に就て○懲治人の假出場に就て○積極者の責罰に就て○別房留置人の多き點に就て○監視假免に就て○獄囚員數の長きに就て○在監人の働作に就て○典獄交迭の一段落○再犯の統計に就て○典獄召集期日確定せらる○典獄諮問會に就て○新任典獄諸士を歡迎す○海軍々法會議處斷囚拘禁の件○職印彫刻方改正の件○監獄局員の任論
○通信……（五九頁）
○寄書……（六〇頁）

警察監獄學會發兌

矯正図書館

○會　告

○監獄官教科書　出版期限は七月三十日豫定なりしも著述者中病氣又は公務出張等の爲め脫稿延引致候得共昨今漸く完結を告げ一面校閲を乞ひ一面印刷に附し着々進行致候間遲くも來る九月下旬迄には製本完成可致に付今一ケ月御猶豫被下度豫約諸君へ謹告す

右に付今日迄豫約御申込無之諸監は此際至急御申合の上御購讀の部數御通報被下度此段相願候

○本誌口繪　として掲載せし警保局長兼監獄局長小倉久君肖像は最初寫眞原版の惠贈を乞ひしも曾て洋行中彼の地に於てせられたるもの丶外最近撮影の肖像無之止むを得ず本會員の撮影を許諾せられ同官邸庭前に於て撮影し之れを原版として更に寫眞石版に附したり故に室外光線の不完全と技術の拙劣とを兼ねたり看者乞ふ恕せよ

○典獄諸君　の肖像は前回印刷に附し置きたるもの這般の大交迭に遭遇し自然組換を要するとと相成たるを以乍遺憾又々本月が一回相除き候就ては次號よりは新任典獄諸君を加へ續々紹介し尚紙面と經費の許す限り内外監獄改良家熱心家及典獄以下現に監獄の樞機に在る諸君の肖像をも交々掲載し大に書報の區域を擴張せんことを期すべし

○英學　講義、飜譯及寄書數件は肖像書增加の爲め暫日超過せしを以是又本月一回掲載せざるとと相成候條讀者諸君此意を了せられんとを乞ふ

警察監獄學會

◎監獄官教科書出版廣告

中村三君　裏貢君
上田浦定次郎君　合著

警察監獄學會出版

監獄官教科書

監獄學。實務要領　刑法。刑事訴訟法　裁判所構成法　憲法。行政法　會計法規。統計學大意

菊判六百頁內外　用紙和製上等　總クロース金字入美裝

定價一部金一圓豫約申込者に限り實價金七十五錢但無遞送料

豫約申込期限は本年六月卅日限り。代金は郵便爲換を以て東京四谷區愛住町二番地警察監獄學會磯村兌貞宛を以て着本直に御送金相成たし但一府縣百部以上取纏め御申込の向へは三ケ月。二百部以上は五ケ月賦拂の御請求に應ずべし。送金は四谷郵便支局に限る。製本出來七月末日申込順を以て送本致候（一個人の申込は前金を要す）

矯正図書館

社會の牽運隆盛に赴くに從ひ學者の專門的に學理を專攻する者增加するも獨り我國監獄に關する學理の如きは從來世人之を藐視し之を研究するもの絕て無かりしと雖ども今や改正條約實施の期漸く迫り社會の趨勢は之が必要を促し監獄學は專門的一の科學として帝國大學の講座に加へられ學者亦漸く之を專攻するに至り政府は大に斯道改良に鋭意し後進有爲の士を待つに昨年六月勅令第二百十五號を以警部書記看守長任用の道を開き內務省訓令第十四號を以巡査看守考試規程を發布せられ尙人材養成に汲々とし警察監獄官練習所開設の計畫あり此際我監獄官吏たる者斯學を專攻せんとするも良書に乏しく於茲乎監獄官敎科書の著述片時も忽緖に付すべからず本會茲に感あり**當局者の實驗に富み斯學に精通の數氏**に請ふに監獄敎科用書の著述を以てせしに幸ひ希望を納れられ不日上梓せんとす又其の科目中其制度の改正調査中に係るものは草案に因り學理的著者の意見を加へられたり然れども本書或は金玉の徽瑕あらんことを慮り斯道の大家專攻學士數氏の是正卓見を加へられんことを懇請せしに快く承諾せられ充分なる助力を與へらるゝ事となりしを以て本書眞價如何は今殊更之を喋々せず冀くは監獄官諸士本會の徽衷を納れ斯學研鑽の參考に供せらるゝを得ば至幸之に過ぎず矣

東京市四谷區愛住町二番地

警察監獄學會

○豫約出版廣告

題字　伯爵　勝　安　房君　序文　松　村　介　石君
題畫　中　村　不　折君　序文　小　河　滋　次　郎君
序文　米國々立慈善大會幹事　エッチ、エッチパート君　自序

留岡幸助君著

慈善問題

發行所　東京京橋區采女町廿四番地　警醒社
近刊　實價金二十五錢　郵稅金四錢
取次所　東京四谷區愛住町　警察監獄學會

○四六版凡そ二百頁○洋裝美本○豫約申込期限本年九月三十日限○代金は着本と同時に郵便爲換を以送金の事但官廳より申込の外は前金を要する事○送金は發行所又は取次所の內最初申込の個所へ御送付の事○爲換の取組は發行所なるときは東京本局取次所なるときは四谷支局の事○十部以上廿部迄一割引廿部以上五十部迄二割引五十部以上三割引の事

◎目次　第一章慈善家の本領◎第二章慈善家の資格◎第三章慈善家の見識◎第四章慈善家の種類◎第五章慈善の本源◎第六章慈善の方法(上)◎第七章慈善の方法(下)◎第八章婦人と慈善事業◎第九章政府と慈善事業◎第十章貴族と慈善事業◎第十一章救兒事業に對する國家的義務◎第十二章感化院設立の急務◎第十三章監獄改良◎第十四章犯罪人◎第十五章出獄人保護事業

跋

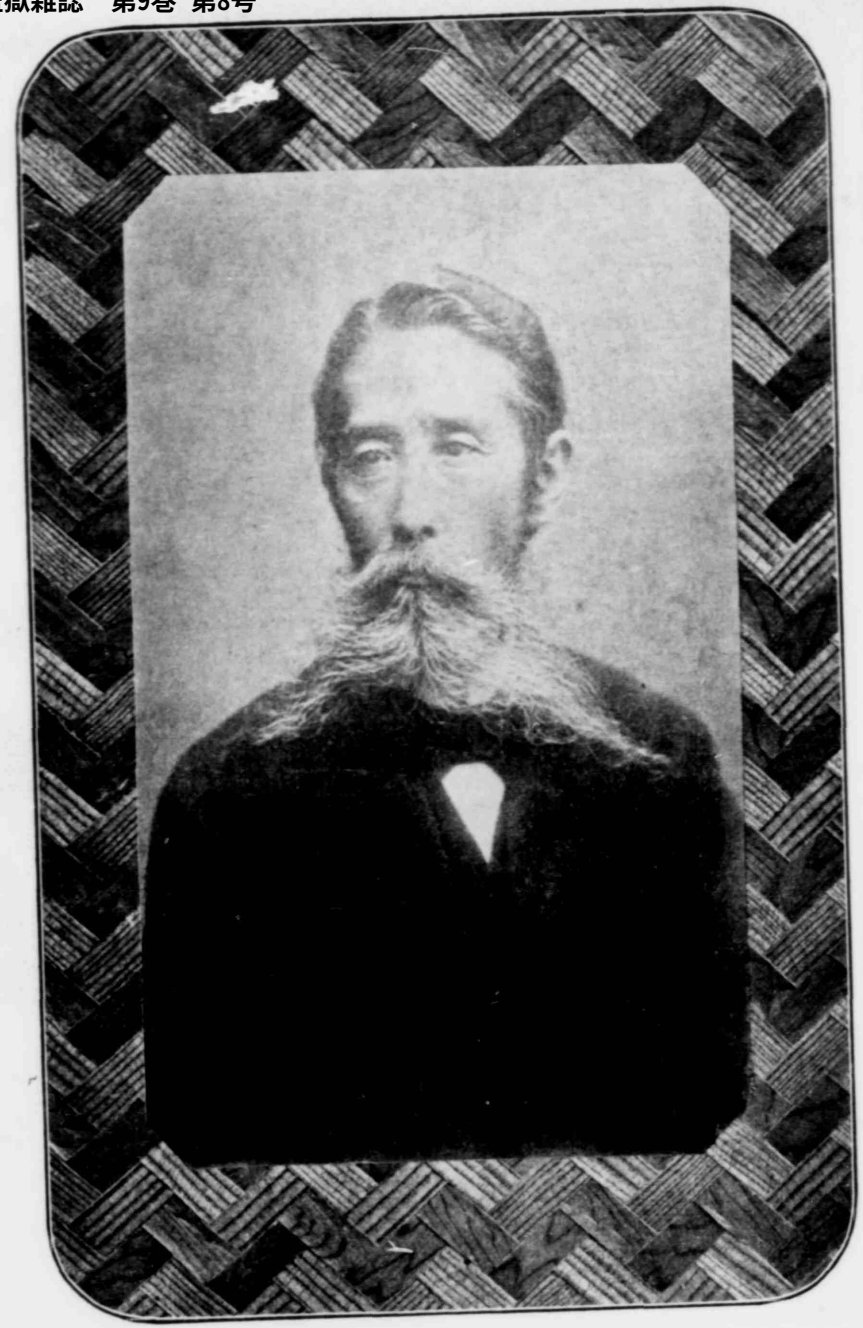
博士　エムエル、ゴルドン君　神學士　シドニー、ギユリキ君

本書は多年著者が理說に經驗に得たるものにて我國文明の進歩喜ぶへしと雖、多くはこれ物質的文明なり。物質の文明は、人類を驅て止た利己の念に熱からしむると同時に、邦家の前途に於て頗る憂ふべきものなくんはあらす。是故に聖人君子の世に出づるや、必ず仁政を布きて以て民を恤む。是れ啻に各人個々の爲めのみにあらすして、亦實に國家の爲めたるなり。

夫れ眞正の文明ハ、精神的物質的兩つながら盛大ならさるべからす。而して我國の文明は、物質的に偏して精神的に遺る。是れ實に自ら不健全を速く所以にして、志士の等閑に附する能はさる所なり。

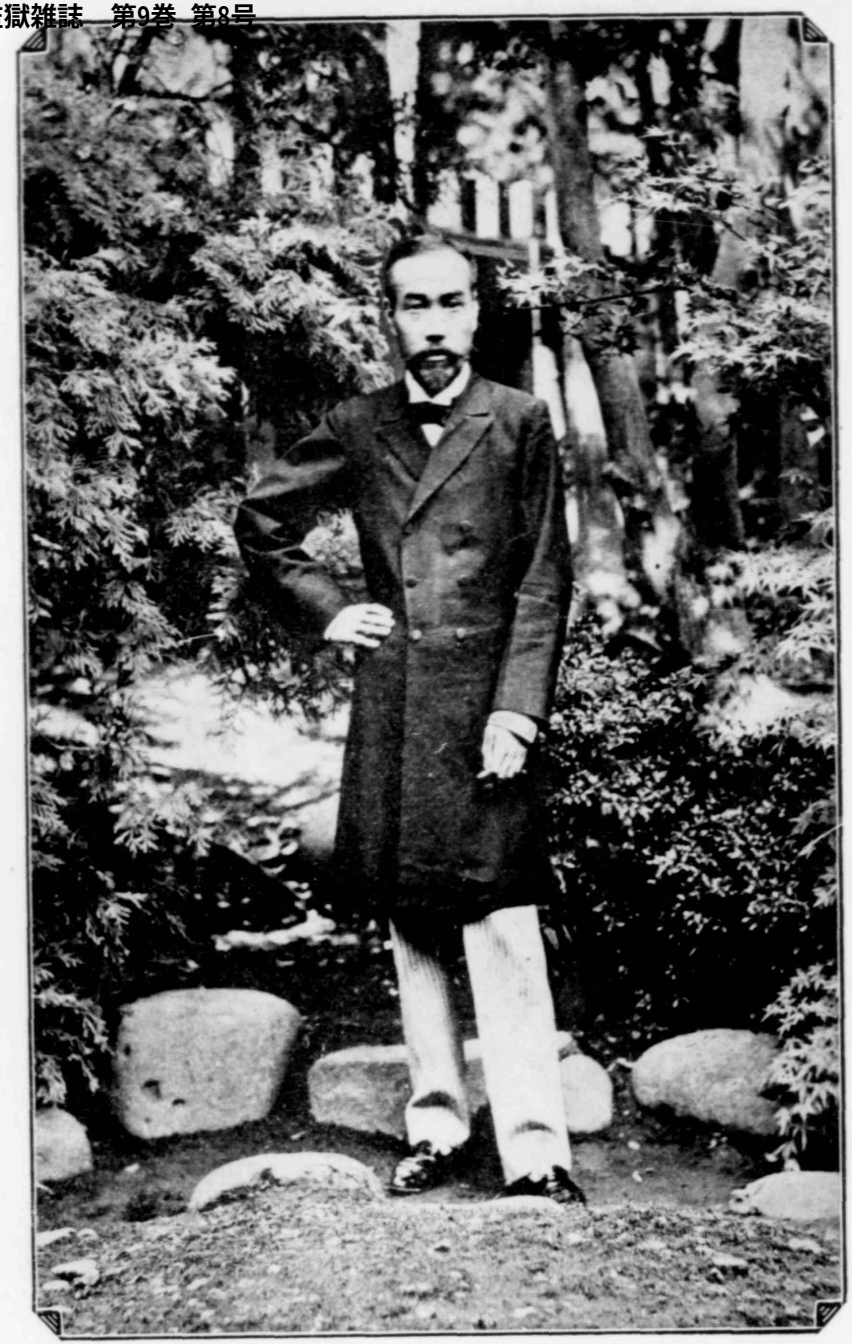
本書の著者聊か茲に見るあり。十年一日の如く慈善事業に盡瘁し、或は内國に於て、或は外國に於て、研鑽具さに至り、今回本著あるに至る。本書は慈善事業の精神と方法を論究して餘蘊なけれは、啻に義俠に富むの志士のみならず、苟も社會改良に志ある者ハ、一本を需めて坐右に備へさる可らず。殊に卷末數章の如きは救兒事業と監獄改良を詳論して頗る斬新なるものあり。我が監獄事業に從事するの士は、必すや一讀を要すべきの良書なりとす、

矯正図書館



内務大臣板垣伯爵閣下肖像

矯正図書館



警保局長兼監獄局長小倉久君肖像

警察監獄學會撮影　猶興舍印行

監獄雜誌　第9巻 第8号

矯正図書館

監獄雜誌第九卷第八號

○論　說

○司獄官吏の雅量

有馬四郎助

司獄官吏にして品格の養成なきときは、恰かも醫師が變質せる無効の陳藥を以て病者に對するが如く、其の罪惡を病める患者に對する德義的施療は蓋し徒勞に歸せずんばあらざるなり、之を極言すれば品格なき司獄官吏は殆んど何等の職責をも全うし能はざるものと言ふも、敢て失當の言に非らざるを信ずるなり、

何をか品格と言ふ、即ち克己、習慣、趣味、讓和、躰面、雅量等の品性を意味するものにして、是等の品性を敎養して然る後品格備はる、品格備なり以て始めて薫化陶育の業成るは識者を俟つて後ち知る可きにあらず、則ち以て德義施療の効果も望み得べしと爲す也、此の如く德義の施療は品格の有無に關し品格の如何は品性の敎養に由るとせば、吾人が玆に論せんと欲する所のもの豈に其れ今日に於ける汪遠の閑問題ならんや、而して吾人が今其の品格の要素たる品性に就き司獄官に緊要欵く可らずと爲す所のものは、雅量即ち是れなりとす、

凡そ犯罪を憎むの正義觀念は是れ吾人々類が天稟の善性にして、此性あるが故に社會は依つて以つて立ち人性は依つて以て圓滿なる所以なり、左れば此觀念の愈々健全にして且つ愈々鋭敏ならんことこそ司獄官吏に取りては望ましき限りなれ、苟も此觀念に

矯正図書館

して麻痺し冷却する如きことあらんか是れ由々敷一大事にして已に以て司獄の本領を失却するものと謂はざる可らず、然りと雖讀者一考せよ此觀念の往々にして陷り易き所の弊失は、實に犯罪を憎むより來る一種偏狹なる反坐的憤怒の念是れなり、而して今や我邦に於ける目下の警戒點は實に此處に存せずんばあらず、彼の所謂る規律確保若くは犯則必罰等の名義の下に懲戒處罰を施すが如きも、單に懲らすが爲めに懲らし罰するが爲めに罰するものにして、更に詳言すれば渠等罪徒は社會を害し良民を苦しめたるもの、宜しく嚴酷に責罰を與ふべく渠等また素より甘んじて苦痛に服すべきは當然のことなり唯々諾々命之れ從ひ何事も遇せらるゝがまゝに甘んじ、苟も渠等の都合勝手を自ら主張せしむるが如きは不都合にして「もつたひなき」の至りなりと言ふの一念に在りて、所謂る威嚴は秋霜烈日の如く迅速は雷光石火の如く少しも假借する所なく叱責を加へ若くは處罰するを以て能事了れりと爲すが如きは抑々以て吾人の儆ふ可きことなる乎、是れ幸にも此事是にして吾人の杞憂に屬することあらば洵に祝すべきの至りなりと雖苟も然らざるに於ては之れ豈に偏狹の弊失に陷りたるものに非らずして何ぞや、噫自ら警して戒すべきは實に司獄官吏の襟度偏狹にぞある也、其れ故に吾人は雅量を以て司獄官品性中の最大要素と爲す所以なり、勿論吾人と雖規律嚴正を排斥するものにあらず亦た信賞必罰を難んずるものにもあらず、否な實際は猶ほ未だ緩漫放埒の弊あるを認めて常に遺憾とするもの也、唯だ其れ吾人の見を異にするの點は平常渠等を敎へ導くに不注意不親切にして而かも其の輕科微罪の生ずるに至つて忽ち赫怒叱責を加ふるが如きことを爲さず、努めて犯則を未前に防ぎ規律の嚴正を保ち而して懲らすが爲めに懲らさず罰するが爲めに罰せずして即ち敎ふるが爲めに懲らし、導くが爲めに罰するの主義を把持せんことなり、要は人を憎むの心に出でず唯だ罪を憎むの心に出るにあり、而して吾人は約言す犯罪人とは罪惡を

病む一種の病患者也司獄官吏たるものは社會に代りて此患者を治療し濟度する博愛的職掌に從事するもの也と、故に其資格は雅量の心を以て第一と爲す、雅量なければ博愛の心も遂に起り來るの道理なきを如何せん、

雅量は褊情なく爭氣なく又た妬心なし、故に其の心自ら遑あるを知るが故に人の過ちを怨し其の心善を好むが爲めに人の善を好み其心才を愛するが爲めに人の才を愛す、此の故に雅量の恩澤は獨り囚人の上に止まらず監獄吏員亦た互に其の恩化を被る也、彼の僚友間互に功名を爭ひ讒誣陷擠常に相反目するが如きもの一たび雅量を養ふ時に於ては、同僚の善を聞て樂む所以を知り其の美を見て之を悅ぶ所以を解し身外皆敵たりし者變じて皆兄弟となり和氣靄然茲に始めて相衷協同眞正の獄務改良も得て企圖せらるる可き也　殊に監獄の首長たる典獄其の人にして眞個の雅量を有する場合に於ける恩化の如何に大にして且つ如何に監獄をして生氣活々たらしむるものあるかは今玆に吾人の喋々を要せざる可し、若し夫れ典獄にして雅量に乏しきことあらん乎、偏私窄隘人の善を視ては之を嫉むこと仇讐の如く、賢に任じ能を使ふの道を解せざるのみか往々にして却て下僚の才の伸暢するを好まず、其の功蹟の擧がるを悅ばず、而して彼は總て主我的精神の外一物なきが故に自家の榮譽を專占することにあらずんば悅ばざる也、されば其の下僚たるもの〻常に戚々快々として時日を送るの外自ら進んで改良の任に當らんとするが如き有爲の思望を起すもの生せざるも素より其の所也とす、豈に啻だ其のみならんや、雅量の心なきものは同情の念極めて稀薄にして且つ倨傲也、故に囚人の憐むべきを知らずして百般の獄務に對するも冷淡ならざるを得ず、而かも其の拙劣の心事は常に虛榮を貪ぼること甚だ切也、故に世の賞讃は如何に實に過ぎ大に過ぐるも其の耻たる所以を知らず偶々雜誌の記事若くは風聞に於て苟も其不名譽不評判の事あるに會すれば愧腦止む時なく躍起となりて之れが取消

監獄雜誌　第9巻 第8号
矯正図書館

又は訂正を求め遂には部下の雜誌購讀をも阻遏して之れに仇するが如き手段に出でさることなしと言ふ可らざるなり、嗟呼襟度の狹少なること豆の如し、彼等は到底雅量の何物たるを了解する能はざるものにして今後我が司獄界に斯の如き人物の出づべしとも思はれずと雖、然れども吾人は只だそれ平素雅量を修養するの點に向つて注意を愼密にし、又た之れが實蹟の工夫に於て細心講究する所あるにあらざれば、或は知らず識らずの間此卑陋にして且つ恐るべき弊失に陷るなきを保せざらんとす、西諺に云はずや「習ふは教ゆるより先き也」と宜なる哉此言や、行刑の事にして果して教育の意義より分離すべからざるものとせば、司獄官吏たるもの豈に一日も自ら教養習錬の事を廢して可ならんや即ち、雅量の修養の如きは實に刻下最先の急務たらずんばあらざる也聊か所感を記して斯道有識の士に質す、

◎「エルマイラ」感化監獄（其三）

留岡幸助

不定刑期と人物

監獄の改良は素より法律の改正、制度の改良、獄舍の改築を意味するものなりと雖も、何物よりも先んじて、又何物よりも重要視して改良せざる可らざるは監獄の首腦、法文の活用者たる典獄の人物是なり、普通の監獄に於てすら典獄に人物を得ずんば其活用妙を得ざるは人の能く知る所なり、況んや不定刑期の監獄に於てをや、

余が「エルマイラ」感化監獄に學んで得たること鮮からざると雖も最も切に感じたることは「エルマイラ」の典獄ブロックウエーの人物是なり、余嘗て新克約にありし時同市監獄協會幹事ラウンド氏と談論せしことありき、

ラウンド氏曰く

ブロックウエーは偉人なり "He is a great man"

この一語如何にラウンド氏がブロックウエーを崇敬しをるかを知るに足らん、ブロックウエーは監獄官として其職に在ること凡そ四十有餘年、その間彼は種々の事變に遭遇したり、殊に余が在米の日は彼に取りては實に艱難忍び難きの日なりき、彼は新克約市の三大新聞の一たる「ヲー、ウオールド」記者の誤解する所となり、非常なる攻撃に逢ひ殆んど彼が位置は危殆なりしが、敵の多きブロックウエーには亦味方も頗る多かりき、彼はその大攻撃の裡に圍繞せらるゝも自若として動かず、所信を貫き主義を扞げざりき、これ通常一般の人の能く企て及ぶ所にあらず、彼はその見識に於て、人物に於て、經驗に於て文明國の典獄として更に恥る所なきものなり、余が世界の監獄學者并に司獄官中尊敬して止まざる所のものは獨逸に於てはクロー子、英に於てはタラック米に於てはタウンド、ブロックウエーの諸氏なり、其故に人物にあらずして學識あるもその學者は所謂庸儒なり、庸儒の吐く所の議論は徒らに響く鐘の音や、谷川の水の音の如く更に何等の影響をも生せざるなり

抑々監獄は如何なる場所ぞ、惡人の集合所、不人物の團欒場たらずや、この惡人この不人物、言はゞ人間の屑の集會場に於て之を管督し、之を訓練し、之を敎導するに人物ならざる典獄の能く料理し得るものならんや、水の水を救ひ得ざる、火の火を消し得ざるが如く不人物なる犯罪人は不人物なる典獄の能く感化し能う所にあらず、これ監獄の長たる典獄に人物を要する所以なり、

我國の監獄界を洞觀するに能く國庫支辨を言ふものあるを知る、法文の改正を叫ぶものあるを知る、位置の卑きを怨言ものあるを知る、屑々たる小理論を囁々するものあるを知る、然れども其れ程にも聲高く其れ程にも重要視して典獄に人物を得ることを大聲疾呼するものあるを聞かず、吾人は刻下の急務として司獄官殊に典獄の腦髓を刷新すること、彼が心裡に温乎たる同情の念慮を裕かならしめんことを希はざるを得ず、これなくして國庫支辨、法文の改

矯正図書館

正、位置の昇進、万の小理屈あるも益する所尠し少かるべきを憂ひずんばあらず

其故に監獄の改良は人物の改良なり、人物の改良は先づ典獄の人物より始めざる可らず、典獄既に改良せらるれば下僚司獄官の改良之に次ぐ、既に典獄と下僚司獄官改良せらるれば罪囚の改良は言はずもがな、風靡して草靡き、泉湧きて流わるが如くこれ自然の數自然の結果のみ、故に監獄改良には先づ人物なる典獄を得るにあり、殊に不定刑期の處遇に於て然りとす、

室場巢曾てその名著襍臺襍話に長官たる人物を論じて曰く、

以レ身教者從、以レ言教者訟、官長身正しければ一官の長愼ておのづから從ひ、官長正しからねば言語をもて教ふると雖も、其下爭訟て心服せず、法令屬下れども怠々多事になりて治まりがたし、所詮官長其人にあらざればなり、もとより國政は法令を闕べからずと雖も法は人をもて行はる、人なければ法虛しく行はれず、孔子も爲レ政在レ人、其人存則政擧、其人亡則政息とのたまへり、……

た〳〵其人を得て法を人にゆだねて行はしむれば操縱進退、時により事によりて變通する程に法を用て法に用られず、法華を轉じて法華に轉せられず、さやうの人多く官にあり事に任せば、國政なにの滯る事かあらん、法も行はれ衆も服して、日に治平ならむかし、されば天下の寶、なにか人材に過たるものあるべき、この故に楚は白珩を寶とせずして賢を寶とすと王孫圉がいひし事楚語に見えたり、梁惠王吾國に徑寸の珠ありて車の前後十二乘を照すとて齊の威王に誇られしかば威王寡人四臣ありて千里を照す、何ぞ十二乘のみならんやといはれしに、惠王も慚る色ありしとぞ、……

たとへば風俗は田地なり、政は穀種の如し、たとひ嘉穀の種にても地こしらへあしくしては育ちがたし、その如く善政良法といへども風俗と〳〵のはずしては行れがたし、穀種のそだ〳〵ん事を欲せば地ごしらへするに去くはなく、政令の行はれん事を欲せば風俗を整ふるに去くはなし、されば風俗のもとは人君の身にあり、人君たる人、身ををさめて下を化するといふは、古今不易の道なり、人君の身をさまらずしては、下たる人なにを目當にすべき、去れども古より善惡ともに久しく堅まりて世の風俗となりて急には改まらぬ物ぞかし、中に惡に移るはやすく、善に移るは難き習なれば、今風俗を改んとならば、たゞあしきかたへゆかぬやうにつなぎたもつにあるべし、是を風俗を維持するといふなり、風俗を維持することは若一人の力にては及がたし、時の執權をはじめ、もろ〳〵の官長として群下の上にをる人、各君の意をうけて身ををさめ行を愼みて人の手本となるやうにたにあらば其下にたつ人、おのづから恐る〳〵事あり、恥ることありて法令もきくべき程に風俗も改りてゆくべし、

實に至言と謂ふべし、己れ不正して人を正さんとし、己れ先づ修めずして人を修めんとす、世間幾多の難事ありと雖もこれ程の難事はあらざるべし、其故にパウロは言へり、

何故人を教て自己を教へざるか、汝人に窃む勿れと勸て自ら窃するか、なんぢ人に姦淫する勿れと誡して自ら姦淫するか

と、人を教へんと欲する者は先づ自らを教へざる可らず、溺水者を救んと欲せば身先づ溺水者を救ふに足るたけの實力なかるべからず、聾者豈に聾者を導き得んや、若し然かせば兩々相並んで溝壑に轉せずんば休まざるべし、己の目に梁木のあるにいかでか人の目にある塵を我にとらせよと云ふの權利あらんや、人の眉目の塵を拂んことを欲するものは先づ己の目にある梁木を除かざる可らず、治者たるものは茲に鑑る所なくんばある可らず、

余曾て米國に在りし時典獄人物論を草せる一節あり拔錄して本論を強めん、

監獄の建築改まり、監獄の方針革まり、管理法變

矯正図書館

革するも司獄官の人物改らずんば如何とも爲し能はざるなり、余は身を實地監獄界に投じたる當時より愈々切に感ずる所以のものは司獄官の人物是なり、殊に渡米後數多の監獄を巡視して感ずるものは司獄官の人物なり、監獄の機關具備せず、建築完全ならざれども司獄官に人物を得んか監獄界又大に見るべきこと少しとせず、余が各監獄を巡視せし度毎に耳にせしは Prison Reform depend upon prison official. 『監獄改良は司獄官に人物を得るにあり』吾人は先づ典獄に其人を得んことを望まざるを得ず、典獄は當に事務を處理するの材あるのみならず、又能く人を統率するの德なかるべからず、官職上より云へば彼は典獄たりと雖も監獄本來の大目的より云ふ時は典獄は官職を帶びたる教育家なり、慈善家なり、其れ當だ事務を處するの才能あるのみならず吏囚の間に於て頗る盛德の聞えなかるべからず、事務を凝滯せしめざるは行政の一端として肝要なること論を俟ずと雖も德望なき典獄は罪囚感化に於て更に何等の効果なきものなり、

昔や猶太國に一教師あり、居常宗教道德に關し高尙なる訓誨をなせり、彼は其門弟子と己との間柄を論じて曰く『我は善牧者なり眞の牧者は其羊の爲に生命を損つ』と、而して彼はその天職を果さん爲に其身を犧牲となせり、此の如く典獄たるものは空の空なる名譽に支へられ、利達に動されて謀る所ある可らず、當だ其れ彼の爲すべきことは身を盡すにあり、己を棄て、罪囚の爲に死するにあり、高祿を食み、好位置に安んじて他事を思はざる如きものは僞司獄官と謂はざる可らず、此の如くにしてこそ迷羊は導かれ、犯罪者は救るゝなれ、

次に來るべき問題は下僚司獄官なり、犯罪者を道德界の患者とすれば監獄は病院にして典獄は院長なり、而して下僚司獄官は看護夫たらずんばあらず、其故に看護夫たる司獄官は勿迄罪囚の利害を念頭におきて自己の利害を先にすべからず、罪囚の感化は即ちこの一念の凝結したる結果なり、罪囚改良豈に茶番狂言の如く其れ易々たるものならんや、

友人有馬甲実前號の紙上に於て時弊を論じて頗る痛快を極めたり、余輩は此の如き議論の我が司獄界に續出せんことを希望して止まざるなり、

不定刑期の處遇は注入主義にあらずして開發主義なり、善政美法を以て罪囚の裡に隱れたる人たる原質を引き出すにあり、其故に舊監獄の處遇を保守主義とせば不定刑期の處遇は自由主義と謂はざるべからず、犯罪者にして謹愼せざらんか即ち彼の損失たるに過ず、之と反して彼れ謹愼する所あらん乎、彼が階級は昇進し、彼を待するの處遇は善美となり、從て彼が放免は彼が謹愼の結果たらずんばあらず、かゝる自由的、開發的、進步的の監獄に在りては木偶に等しき典獄にては何事も料理し能はざるなり、少くとも吾人が前きに注文したるが如き典獄ならずんば活ける主義は適用し能はざるなり、嗚呼監獄を運轉する神髓たる典獄は活然見識を具備せる者たらずんばあらず、時は非なり敢て此論を草す、

○未成年犯罪者及其救治策（續）

山本德尙

第三章　境遇

犯罪者の狀体は前章陳ぶる所の如し之が發生の境遇は如何、種子の性質は之見たり田園の地質如何を見せしめよ

（一）家庭　人間の特性は主として其家庭に養成せらるゝものとす蓋し兒女が腦髓の尙薄弱柔軟なる時知覺未だ發せず情感未だ顯はれざる時より父母の擧動家庭の事物は常に彼等の上に感染して習慣遂に性となるもの也犯罪者を生ずるも亦實に大なる原因を此家庭に存す

一私生兒は公生兒に比して犯罪に陷るとの容易なるもの也是彼等が身躰組織の概して公生兒に劣るが如

のみにあらず彼等が生るゝや不義の腹によりて受胎し不德の手によりて養育せられ若し然らずんば薄情なる他人の手に育てらるゝものなれば自然父母の溫情を解するに由なく嚴正なる父母の訓戒を聞くに由なく不正順なる傾向を有するに至るを免かれざる也

二孤兒——兩親を失ひたるものは他人によりて衣食するか然らずんば自から衣食せざるべからざるの運命を有す彼等は未だ自治の能力を有せざるに早く已に其治者を失ひたるものにして彼等の前途程危險なるものなかるべし統計年鑑の示すところに由れば年々懲治場に新入する者の中兩親を失ひたる者は其全數の五分の一以上四分の一以下を占むるに過ぎずと雖其然る所以の者は一は兩親を失ふ者は他の事情の者に比して其數少きに由るべく二は兩親を失ひたる者は他人の慈善心を喚起すると容易にして且つは官廳の之に對する世話もあり救育の恩に浴すると容易なるによるならんか但し危險なるは十才以上にして父母を失ひ親戚知人の寄るべなくして路頭に迷ひ乞兒の群に投ずる者也彼等は先つ概して犯者たるべき運命に陷りたる者と謂はざるべからず兩親を失ひたる者よりも寧ろ危險なるは一親を失ひたるもの也統計年鑑の示すところによれば年々懲治場に新入する者の內父若しくは母を亡ひたる者は其全數の殆んど五分の二即ち明治二十四年より二十六年に至る三年間を平均して之を云へば懲治場新入者九百三十九人の內三百七十六人は實に父又は母を亡ひたるものとすモリソン氏の記するところに由れば英國に於ても一親を失ひたる者は兩親を亡ひたる者に比して犯罪者多しとかや其所以や父を失ひたる者に在りては生活の困難が其一原因にして又實に其重なる原因なるべく殊に我國の如き一家の扶持は專ら父に屬して婦女子の職業甚だ少なく從て父死亡すれば母が其子女を養育するの不得止に拘らず之を養育するの資を得るに極て困難なる國狀に在りては子女自から（其年齡に達すれば）下等なる業務に服して一家の生計を補助し若しくは自から生活せざるべからざる狀体に

陷り更に墮落しては乞食の群に入りて遂に掏摸兒となると自然の勢ならん且又下等の社會に在ては子女の敎育に頓着するもの至て稀なるに加て我國の如き子女の敎育は寧ろ父に屬し母たる者が子女を敎育するの能力なき有樣なる其上に父を亡ひたる家庭に在りては母は日々の食料を得るに忙はしく殊に近來社會事業の漸く盛にして婦女子の業務も亦重に戶外に在るを以て自然子女を顧るに暇なく從て其子女は思ふが儘の振舞をなし而して之を牽制するものとてはなく遂に戀的人間と化し去りて救ふべからざるに至るものなるべし次に母を失ひたる者に在りては危險寧ろ前者に勝るあるも劣るとなきが如し生活の上より云へば父を亡ひたるよりも母を亡ひたる方困難の少きと素より言ふまでもなきとながら父たるものは元來外事に從事する者にて家の事子女の樣なぞを顧るに暇あらざるのみか下等社會に在りては父は母に比して子女に對するの情薄く之を放棄して顧みざるが如き塲合すらあり繼母の虐待は時に子女自から出奔して浪々の身となるが如きことありて子女たるものは遂に母の愛情を知るに由なく遺棄てふ運命の下に浮浪不良の徒の群に入りて掏摸兒と化すること比々皆然りピクトルユーゴー曰へることあり『あらゆる犯罪は若年者の浮浪に始る』と吾等も亦實に然りとなす三父existence存在する者に在りても其父母にして犯罪者なるときは素より論なく其然らざるものに在りても家庭の不良なるときは結果や孤兒よりも更に甚しきあり彼等は生れ落つるよりして犯罪的空氣の中に生長するものなれば言ふまでもなく犯罪者たるべき運命を有するものとす彼等は母が借金取を欺くを見て詐欺を覺えたり父が他と爭鬪するによりて毆打を敎へられたり借りて返さゞる父母の擧動によりて盜むべきを悟りぬ杯飛び茶碗破れ父怒り母罵り採拂躍り箸木舞ふの狀は彼等が一週に一度の正課として目擊したる所なり斯くして彼等は正順なる人事を解せず正順なる生涯を知らず盜み詐り爭ひ鬪うとの巧なるに至る實以て不得止次第也とす此他天災地異によりて

監獄雜誌　第9巻 第8号
矯正図書館

家庭の破壞衰亡を來し未成年犯罪者を生ずるとあるを忘るべからず

（二）都會と田舍　余は讀者が本誌本年第二號に參照せんことを望む同號に於て余は全國被告人總數と未成年犯罪者總數との對照を記載せり即ち其增加の有樣は明治廿五年に於て被告人百人に對する未成年犯罪者の數一七人七分强なりしもの廿六年に於て一七人八分强となり廿七年に於ては一八人二分强となれる較合なるを認め得ん然るに東京に在りては其增加の度遙かに甚しきものありて三好退藏氏の報告によれば

東京地方裁判所管內未成年犯罪者（重罪輕罪を合す）

明治廿五年	二千四 十 六人	七千七百三十六人
同 廿六年	二千二百十九人	七千八百 九 人
同 廿七年	二千九 十 一人	七千二百二十 人

東京地方裁判所管內被告人總數（重罪輕罪を合す但飮席を除く）

換言すれば明治廿五年に於ケ被告人百人に對する未成年犯罪者の數二六人四分强なりしもの廿六年に於て二八人四分强となり廿七年に於ては更に上りて二八人九分六厘强即ち殆んど二十九人となれりと也以上の數字は以て都會の田舍よりも犯罪者を生ずる多きを示す蓋し都會生活の困難は父母をして子女養育の任に勝へざらしむると其一因なるべし田舍に在りては物價概して廉値にして且薪の如きも此林彼森に步して一兩日炊炙の料を得ると容易に蔬菜の類も彼の河邊此垣根に種ゑて自から膳に供することを得べく若し又之を購求するとするも數錢の魚類は一家四五人の口を喜ばしむるに足るべく兩三錢の菜根は親子一日の副食物となすに足ると云ふの有樣なるを以て子女を養ふと甚だ困難ならず且又田舍人の質朴淸素なる虛飾を厭ひ驕奢を忌むを以て自然冗費を省き得て生活向も左程の難狀に陷ると少く一村一町隣家隣人互に情厚きを以て不幸に會するとあるも其扶助によりて命を繼ぎ或は乞食となりて可憐の生涯を送るとあるも犯罪に至るが如きことは甚だ多からざるに反し都會に在りては諸物は悉く之を購はざるべからざるに物價は極て高價にして之を購求すると容易ならず且つは資財を得るにも競爭者の多きが爲甚だ困難にして從て子女を養ふと能はず其果ては親子離散するにあらずんば打揃ふて乞食となり漸く露命を繼がんとするも都會人士の薄情なる彼等を見ると狗豚の如く家主は裏店より彼等を逐ひ警察は道傍公園より彼等を拂ふ憐れむべし彼等は地上に足を止むる能はざる也乞食して命を保つと難しとすれば人の見ず警官の知らざる所に於て生活の道を求めざるべからず犯罪は彼等が最後の生活手段なりとす次に田舍に在りては周圍の空氣極めて淸潔健全にして人は皆勞役を尊び質素を愛し新鮮なる空氣を呼吸し自然の景色に接して身心兩つながら健康を保持するに足るに反して都會に在りては濕手に粟をつかむ樣なる仕事多く人々の氣分可成利巧に狡猾に立ち廻り遊で居て食ひ度しとの氣風滿々なる上に世間の有樣は萬事華美にして飮む物食ふ物にも贅澤を極め而かも店頭に是等の並置せらるゝと如何に靑年を誘惑するとの大なるかは言ふまでもなきことにして其他遊場の多き絃聲の高き且又之に近づき易き方法の備はれるなど第一に父母を腐敗せしめ引續きて其子女をも腐敗せしむる也都會にては此く誘惑の多大なるに加へて犯罪の機會も亦具備せり店頭の物品は彼等の手の屆し易きところに在り緣日祭日の多きと市內雜沓の甚しきと人の出入頻繁なると停車場汽車馬車等客人の上下忙しきと等一つとして犯罪の機會たらざるはなし最後に都會にては一種の犯罪機關の備はれるありて之が習練をなしつゝあると田舍に於て夢にも知らざる事情なりとす蓋し我東京の如き市府に在りては乞兒の數幾百なるを知らざる次第なるが此多數の乞兒には幾人かの親分なるものありて恰かも軍隊に將校あ

るが如く更に兄分なるものありて將校の下に曹長軍曹あるが如し而して此等は表面乞兒にして實は掏摸兒なるとを忘るべからず彼等親分兄分の指揮命令の下幾多の乞兒が或は東に或は西に或は馬車に或は汽車に巧に群衆の中に在りて犯罪の運動をなし攻勢あり守勢あり牽勢あり哨兵あり斥候ありて恰も軍隊の如く然り斯くて新募兵とも云ふべき新入の乞兒は其兄分なる古參者に教へられて菓子店の攻擊下駄傘等の分捕りより次第に掏摸の修業をなすものにて若し此等新入者が古參者の言に從はざるに於ては彼等は此社會の制裁を受け乞兒の仲間より排斥せられて一飯の乞食をもなすと能はざるに至るものなるが故に一度不幸にして足を乞兒の群に入れたるものは概して犯罪せざるべからざるの運命を有するものとす故郷てふ言葉は吾等に無限の情味あるもの也單に生れたる地なるのみにあらず單に山あり川ありと云ふのみにあらずして故郷と云へば何か生ける温かなる情、血あり涙ある情あるを感ず蓋し父母あり親族あり友あり隣あり言はず語らざる内に吾は故郷と一体たるの感ある也父母に叱せられ隣人に見捨てられ朋友に絶たれ親族に責められるゝは身を切らるゝよりも苦しく從つて自愛自重の念も生ずる也然るに都會に在りては故郷なるものあるなし父母はあり親族はありされど其交りや暖かならず友は利によりて交り隣人は曾て言を交へたるとすらなし彼等の吾に對する恰かも外人と異ならず從て青年の者が無責任の行をなして少しも苦痛を感せざる之亦犯罪の一原因なりと見て不可なからん

（三）社會的事情　十八世紀末より十九世紀にかけて文明長足の進歩は諸種の器械發明となり引きて社會の制度に一大激變を來しぬ殊に吾國に在りては維新開國以來僅々三十餘年の間に社會の改革をなしたるとにしあれば商工業の上に非常の變動を來し從來手先きにてなし來りたる工業が機械によりてなされ各家に於てなされたる事業が會社によりてなさるゝに至り從て下等なる手工者が其業を失し汽車汽船の便開けて勞役者の一部は其職を奪はれたるかの事情あり又實に不得止次第也とす勿論此の如き事情は幾年の後に於て再度變化すべき時期到來すべきかなれども一時中以下の勞働者が困弊に陷りたるは明白なる事實也彼等は新智識を有せず從て此激變に應ずべき能力なきを以て自然生活の道を失ひ子女を養育するの方法を失ひ遂に其子女をして路頭に迷はしむるに至り其斯くまでに至らざるも極めて貧困の生活をなし兎ても子女を教育するの途なく不良の途に陷らしめたると多きを免かれず且又先きにも述べたる如く機械的文明の結果として父母の業務重に家庭外に在るを以て自然子女を放任するの不得止に至るとあるなり

交通の便利は世人をして東西往復を容易ならしめ頻繁ならしめ惡しく之を云へば浮浪の徒を增加せしめ旅籠住居の民を多くならしめ寄留者を多くならしめて「旅の恥はかき捨て」の機械を多くならしめたり而して此破廉恥は自然人間墮落の原因たるべきと言ふまでもあらず次に交通の便利と旅人の往復は自から人情を輕薄ならしめ地方の制裁を薄弱ならしめ且又犯罪の機會と區域を擴張したり交通の便利に附帶して人口は次第に都會に流入するの傾向を生せり必竟彼等が土臭き田舍の生活よりも花の都の香しき生活を欲するに出づるならんかなれども人は土臭き間が健全なるものにて都會生活の困難と誘惑の危險は遂に彼等を打擊せずして止まじ

社交の頻繁と生活程度の進歩は社會の風俗に浮華の分子を輸入すると自然の勢なりとす而して此風俗の奢傲浮薄なるは青少年の上に一大打擊を加ふるものにして殊に飲食店銘酒店待合等の增加は家庭生活の健全なる風習を危くすると同時に社會の制裁未だ充分ならざる國情に在りては意志薄弱なる青年の慾情を牽制するに由なく往々彼等を墮落に導くと少なからず

舊階級の破壞と新階級の現出は社會の危險を增加したり維新改革が封建の階級制度を破棄したるは社會

監獄雑誌　第9巻 第8号
矯正図書館

進歩の爲に喜ぶべきことにして其利のあることは言ふまでもなきとながらそれと同時に義理人情忠實從順等の道德が共に破壞せられ各階級間に存せし制裁が破壞せられ穩多非人なるもの普通の平民となりて社會平等の主義が行はれたると同時に士人の根性も亦壞れて穩多非人の根性となり一般人民の意向唯利を之喜ふと云ふの有樣となりたるは疑もなく社會の道德に打擊を加へたるものにて犯罪人增加の原因たりしを認めざる可からず偖て斯くして此に漸く現出したる新階級は所謂貧富の階級にして唯利主義は社會の全權を支配し人の道德品格の如何は別に向う所にあらず唯富める者のみ上位に立つの有樣となり政治に商工に土地に河海に山に林に其權力を有すると云ふの有樣にて之が爲に富者は萬事に都合好く富益富を重ぬると同時に貧者は到底頭の上り樣なく其日其日の生活すら或る意味に於て富者の恩惠に浴するが如きの事情あり漸くにして餓死を免かるれば幸なるの次第なれば兎ても新智識を得るに道なく從て新進步的有利の事業に手を出すの能力なく工夫は工夫工女は工女何時までも同じ事のみ繰り返し甚しきに至りては親も子も暗黑の炭礦内に一生を送るが如き運命なる其上にそれすら自家獨立の營業にあらずして殆んど富者の奴隷同樣毎日汗水流して成すところの仕事も利益の大部分は資本家てふ者の占むるところとなり僅かに一小部分を受けて一家漸く口を糊するに過ぎざれば到底子女を敎育する道もなく其子も其孫も同じ運命に止り此に自暴自棄の貧民族を造出す而して此一族こそ實に犯罪「パチルス」の巢窟なれ此他尙ほ一つの消極的犯罪原因ありて存す救育所の不備即ち是也昔時封建の世に在りては各階級に是が制裁者ありて監督保護をなしたるが爲に社會の道德は案外健全にして最も下等の階級たる穩多非人の仲間に在りてすら夫れ夫れ頭なる者あり其仲間の制裁者となりて乞食は差支なしとするも犯罪は嚴しく之を禁じたるが故に今日の如く掏摸盜兒はなかりし也然るに維新後此有樣は破壞せられて而して之れに代るべきものなきを以て墮落の少年は益墮落して救ふべからざるに至る即ち孤兒棄兒浮浪少年の救育所の完備せざるは未成年犯罪者增加の消極的原因也とす

(四)經濟的事情　衣食足りて榮辱を知るとは古今經驗の格言にして爭うべからず蓋し生存はあらゆる生物の目的にして(人間最終の目的にはあらざるも)之が爲に苦勞もし之が爲に心配をもなすなれ此故に若し此生存を危うする場合に於ては何はさて置き之が道を講ぜざるべからず而して衣食は生存の最大要件にこそあれば此衣食を得るに適當の道を得ざるに於ては危險を冒しても之を得るの方法を見出さゞるべからず道德義理人情などは相當の敎育あるものにあらずんば斯かる場合に於て之を確守すると至難の事たり況んや已に墮落の傾向ある者に於てをや統計年鑑は左の表を吾等に示す

	資產ある者	資產なき者
明治廿一年	五十人	四百十九人
同　廿二年	四十七人	五百〇四人
同　廿三年	四十人	七百六十二人
同　廿四年	三十七人	八百七十九人
同　廿五年	七十人	九百十七人
同　廿六年	三十人	八百七十四人

連年の比較此の如し貧困が犯罪の大原因たる知るべき也蓋し兩親を失ひ若しくは一親を失ひたる者は素より言ふまでもなく父母存在するものと雖も家貧なるに於ては少年自ら生活せざるべからざるものなれども彼等の家庭の不良なること彼等の衣服の不潔なると彼等の容貌の褒れたるとは奉公口を得るに極めて困難なる事情となり彼等は不得止紙屑拾となり乞兒となりて之に衣食せんとす是彼等を社會の汚風に晒らすことにして彼等の廉恥と良心は大率此時より破

壞せらる

經濟上の困難は其父母をして子弟を棄つるの不得止に至らしむ東京市養育院幹事安達憲忠氏の言によれば昨年來物價騰貴と世の中不景氣の結果棄兒の入院額に增加せりと云ふ蓋し世の中不景氣の有樣に在りては資本家は放資せず事業家は事業を縮少し爲に勞働者は職を失ふて生活するに由なきより此の如き慘狀を現出するものとす

（五）教育及宗教　無教育は凡べての犯罪の最大原因也教育は貧困を防ぐに於て金品上の慈善に勝る幾等なるを知らず教育は凡べての不道德を防ぐに於て法律に勝る幾等なるを知らず豈に之を防ぐに於てと云はんや教育は人をして正當の生活に立たしむるの道也道念を高め品性を高むるの道也凡べての罪惡は人間心意の薄弱に歸因するものにして此薄弱を扶持し之をして强健ならしむるは教育を措て他に其道あらず克己復禮の道唯教育にあるのみ「武士は食はねど高揚枝」「腹はへつてもひもじくなし」との武士氣質は畢竟封建時代教育の結果に外ならず人をして死より恐るべきものあり生より貴むべきものあるを知らむしる教育の力也如何にして世に處すべきか如何にして生活すべきか如何にして働くべきかを知らしむるは教育の力也何を樂しむべきか何を忌むべきか何を喜ぶべきか何を惡むべきか將た何を悲しむべきかを知らしむるは教育の力也而して斷乎として立つべきに立ち成すべきをなし止むべきを止め行ふべきを行ふに至らしむるは教育の力也此教育を缺く彼等は正當の社會生活に堪へざるもの也而して犯罪は實に非社會的生活に外ならざる也左の數字を見る者如何の感かある

懲治場新入者の教育の有無（統計年鑑による）

	讀み書きし得る者	得ざる者
明治二十一年	三十八人	三百八十六人
同　二十二年	百四十一人	四百　十　人
同　二十三年	百三十一人	六百七十一人
同　二十四年	百四十四人	七百七十四人
同　二十五年	二百二十一人	七百六十九人
同　二十六年	百三十六人	七百七十三人

未成年犯罪者の多數が而かも大多數が無教育者なると之を以て明也而して右表に於て讀み書きと云ふは如何なる程度を標準となしたるかと云ふに是亦實に低度のものにて思ふに簡易小學の程度にも及ばざるべきものならん然るに僅かの讀み書き位を以て教育と稱するとの難きは何人も知るところなれば未成年犯罪者は總じて無教育の者と見て差支なかるべし無教育は確に未成年犯罪者增加の一原因なりとす

宗教は人心を支配するもの也國民の元氣は是によりて消長し社會の道德も是によりて消長す「パール」の民に淫行多く「エホバ」の民は自から義烈、釋迦の子孫に涙多く耶蘇の子孫に愛膓あり半亡國として天下に認められながら能く希臘を破りて歐洲列國を驚かしたる土耳古人民の熱血は亞剌比亞の野に呼びし聲の主より流れ出でたるものと知らずや

迷的宗教は社會の健康を破り犯罪を誘導するもの也余は吾國現時の宗教に付て餘り長く物言はざるべしと雖も多くの青年を遊蕩に誘はんが爲に神に祈り相場に勝たんが爲に神に祈り人を殺さんが爲に神に祈り一個の神燈の商買繁昌の交易を願ひ念佛と嫁鳥りとを一つの口よりし木魚の音と喧嘩の騒ぎとを同じ手よりし宮殿寺院を廣告場とし鳥居と遊郭と相並び寺門に女郎連名の提燈の釣るさるゝが如き宗教に在りては宗教は徒らに社會を墮落せしむるの器械のみ眞に天を畏れ人を愛し至誠を貴び不義を惡むの宗教起らざる間は社會に不良の徒の跡を絶つと能はざる也我國民に眞實なる宗教なし敬虔の念は彼等の腦底を鼓くも出で來らず滔々として青年の墮落する所以なきにあらず犯罪の增加は自然の勢のみ

矯正図書館

○獄事談叢

○監獄學會雜誌に就て

小河岳洋君茶話

中村　襄君筆記

學會雜誌の近頃著く改良進歩したるを看るに至りたるは斯業の爲め眞に賀すべく又歡ぶべき事なり例へば典獄の眞影を毎回に載せ以て一般の人士に紹介し又は時世に應じたる必要問題即ち新條約實施準備其他之に類する緊急の事項を載せて論究するが如き之れが爲め一層紙上に活氣を添へたるの感あらしめ眞に斯業の機關たるに背かざるものと謂ふべし今典獄の寫眞の事に就て思ふに尙一歩を進め曾たに日本の典獄のみならず又歐洲に於ける知名の典獄其他斯業に熱心忠實なる人士幷に日本に於ける民間先覺の諸士にして斯業に銳意盡瘁せらるゝ者の眞影をも本紙に依り社會に紹介する事とせば一層有益なる事と信するなり

往時は本紙寄書等に匿名を以てし甚しきは滑稽又は奇怪の名義を以て登載する論說雜錄等少なからざりしを憂ひしが近頃に至りて夫れ等の事も追々減少し今や殆んど其跡を絶たんとするに至りたるは是亦進歩の結果諸士の責任を明かにするに至りたるものにて予の宿望を達したれば大に滿足する處なり然れども獨を得て隴を望むの人情尙ほ一歩を進め其痕跡を全滅せん事を望むなり現に寄書中には往々名論卓說大に吾人を益するものあるに惜むべし匿名なるが故に其何人なるやを知るに由なく所謂隔靴痛痒の感なき能はざるなり予は怪む恁くの如く斯業に銳意精忠にして而かも立派なる識見を抱かるゝ諸士にして何を苦んで特更に匿名せらるゝ歟を殆んど其意の在る所を知らざるなり予は敢て其人に由て其事を輕重するものにあらず凡そ論文にもせよ雜錄にもせよ苟くも自己の意見として世に公にせらるゝ以上は之れに對する責任を負ふは當然の事なり若し夫れ匿名の如き責任の明かならざるものを容易に登載する時は他日或は諸般の弊害相踵て起りはせぬかと懸念す果して去る弊害を生する事あらん歟斯業の指針たり機關たる本紙の信用地に墜つるに至らん事を予は杞憂に堪へざるなり予は平素本紙中の寄書を深く愛讀するものなり幷は其寄書なるものは各地に於て諸士の直接任務より生ずる實驗的の事項なれば其地方獄制進歩の實況を卜するの好材料なるを以てなり然るに其寄書等にして若し匿名ならん歟其寄稿者の責任不明なるより或る事情のため本紙を利用して以て事の錯誤又は無根の事を捏造して當局者を褒貶せんとし若くは中傷的に攻擊し當局者に意外の迷惑を懸けるに至る事亦敢て必しもなしとせざるなり若し或は去る事あらん歟本紙は遂に私憤私情の紛爭場に化する哉も計られず戒心すべきことならずや予は只管本紙が將來益々發達して以て不偏不黨所謂公平無私にして眞に斯業の機關たり又指針たるの信用と体面とを保たん事を望むや切なり故に又之れに登載する事項には署名して以て其責任を明かにせられん事爰に懇請するものなり

婦人の寄書

の事に就て序ながら少しく注意を望むなり確とは覺ゑざれど確か兩三年前の事なりき西京の高木某と云へる女史は屢々書を本紙に寄せられしが今は全く其跡を絶ち其聲を聞くを得ざるは誠に殘念なる次第なり然るに此頃又芳好女史と云ふ婦人のものせし論文を本紙に見るに至りたるは予の大に歡ぶ處なりしに何か其記事が忌諱に觸るゝ事あるとかにて客月即ち第七號の雜誌にて而かも記者自身より之を打消されたり予は其事實の如何は知らざれど若し間違等あらば本人若くは其事實を證明するものをして正誤又は辨駁せしめば可なるべきに記者の獨斷を以て其全文を抹殺するに至りたるは誠に以て不都合千万なる次第なり何となれば本紙に掲ぐると否とは固より記者其人の權利に屬するものなれば一旦是として之に登載する以上は其記事を鄭重に保護するの責を負はざるべからず故に若し其事實にして相違の事あるを發見したる時は投稿者に其意を通じ自ら正誤せしむる歟若くは其事實を證明するものをして正誤又は取消を爲さしむるは當然の順序なるに事爰に出でずして記者自ら勝手氣儘に其全部を打消すが如きは其論文と女史とを輕蔑したるものにして記者たる者の德義に背きたるものと謂ふべし況んや將來婦人の寄書を歡迎するの時なるに折角發作せんとする生芽を苅るが如きは予の不滿に堪へざる次第なり抑も恁かる雜誌に婦人の寄書あるは誠に万緣叢中紅一點とも云ふべく其紙面に非常に光彩を添へる事なるに之を歡迎

矯正図書館

せざるのみならず却て之を冷遇するが如きは學會記者足下の平素の御手際に似はぬ不感服の事なりと予の大に遺憾とする處なり

近頃有益なる論文

頻りに本紙に顯はるゝは寔に歡ふべき事なれども其記事の二號又は三號に渉り續載せらるゝは誠に惜しむべき事なり尤も紙上限りある事なれば強て小言を謂ふ譯けにはあらねども本雜誌は日增に盛大に成り行く樣なれば隨て之に登載する事項も增加するは當然なれど此際大に憤發して出來得べくんば紙數を增加したきものなり併し是亦代價に影響すべければ强て望む事も出來ざれば止むなくんば本紙中雜報とか雜錄とか云ふものを一層小さき活字に詰めて最も有益なる論文記事は成るべく其全文を一號中に登載するやう望むしけれ否らざれば讀んで折角佳境に入らんとする時未完の二字の御斷に遭ひ跡は又一ヶ月を待たねばならぬ事にて恰度お客引込み手段の新聞の小說又は寄席で落語家講釋師が其佳境に達する時先づ今晩はと謂ふやうな感ありて誠に殘り惜しき事なり併し落語や講釋は慰樂的のものなれば跡は聞うか聞くまひか差して不都合はなかるべきも本紙に登載せらるゝ記事論文の如きは斯業に在る諸士が職務上有益なる事なるに以下次號で跡は一ヶ月間を待つとせば其意味斷絶して記臆に殘らざるに至らん事を恐る彼の本紙第九卷第七號に登載せられたる留岡君の不定刑期論及び山本君の未成年犯罪者の救治策の如きものは最も有益なる論文なれど前號若くは前々號より續く時は實だに讀者の不便なるのみならず少くも其眞味の幾分を減ずるに至るべし

留岡君のエルマイラ感化監獄

論は君の多年此監獄に一身を投し起臥寢食を彼囚人と共にしたる熱心と銳意とを以て研究したるものなれば事實正鵠論據精確引證該博なるは當然なりと雖ども畢竟君が熱き血と淚とを以て書かれたるものなるに由り一字一句皆痛快愷切予は讀んで卷を掩ふを知らざるなり蓋し多くの讀者諸士も亦予と意を同うすべし是れ實に君の精爽より迸出する熱血の議論なれば事々物々皆活動しつゝあるものにて之を尋常一樣の墨汁を以てせられたる理論的のものと日を同うして看るべきものにあらざるなり

山本君の未成年犯罪者救治策

是亦空理的議論に非らざるは予の言を俟たずして已に讀者諸士の了知せらるゝ處なるべし然れども我監獄社會の諸士或は君を知らざるあらん歟君は斯業の熱心家にして學術と經驗とを以て多年盡瘁せられ吾人に莫大の利益を與へられたるなり故に予は今君に深く謝すると同時に未だ君を知らざる諸士に紹介の勞を執らんとするものなり君は京都同志社の出身にして夙とに秀俊を以て同窓中に稱せられし君資性慈善を好む故に學業成るの後一旦原留岡等の諸氏と共に北海道集治監に於ける監獄教誨の職務に從事せられ爾後各種の慈善事業に力を盡し目下は三好退藏君と共に幼年感化事業に從事し所謂獻身的に研究躬行其功蹟頗る看るべきものあり即ち本論の如きも亦其辛苦經營したる實踐的よりなりたる結果なれば其論ずる處明確にして其立證亦正鵠を得たるものなるは勿論なり殊に本論中年齡と犯罪の關係を論じ且つ此時代に於て最も危險なる事を生理的に又は統計的に縱橫より精論せられたる如きは一々其肯綮に該りたる最も有力の議論なる蓋し謂はれなき事に非らざるなり

以上兩君の論文は即ち誠に生きたる議論なれば讀者諸士に於ても之を普通單純のものと同一視する事なく精讀熟閱せられん事予の深く希望する處なり

條約實施準備欄

に於ける君（中村襄）の研究問題は最も時世に適當したる所謂實際の論文にして今日に於て之を研究するは大に必要なれば我々の拍手して歡迎すべき事項なり尙ほ予の望む處は此準備事項に就て高見を把持せらるゝ諸士より續々投稿せられ其議論を上下せられん事是なり

君は木枕の事に就て論せられしが予も亦君と同感にてありき予の多年經驗に依れば此木枕なるものは實際有名無實のみならず是が爲め大に監獄の紀律を紊だしつゝあるものと認む木枕の使用上に就ては看守者などが隨分喧しく小言を云ひ居る處をも見受けたりしが如何せん現今監獄の構造多くは一房內に多數を收容する雜居制にして且つ點燈不充分なれば房內を善く觀察する能はざるより囚人等就寢の時は木枕の上に殊に冬期に在ては布團衣服又は書籍などを載せ以て儘かに其苦痛を免かれ居るは蓋し掩ふべからざるの事實なり尤も其官吏に就て問ふ時は去る不都律なる事は斷じて爲さしめずと立派に言ひ居れども試みに布團衣類の一部に意を注ぎ看れば頭の當る處に

矯正図書館

其汚れ痕歷々として存するを以て所謂論より證據なり縱し之を陽行するとすれば匝塞の交にも終夜大切の頭を木の上に載せさする事となり當だに冷寒に耐へざるのみならず往々癘瘴を發し其結果腦部を障害する事亦なしとせざるなり試みに看よ社會に於ける最も下等の木賃宿にても木ばかりの枕に頭を載せて寢ねる事なし然るに獨り監獄に限り是を用ひしむるは眞に謂はれなき事と云ふべし

現內務大臣曾て監獄を巡視せられし時疾くに此事に目を着けられ云へる樣人の腦は即智囊にして身体全部の作用を司る所の最も大切なる部分なるに忽く粗末に扱はしむるは曾だに無情無慈悲なるのみならず感化上に就ても大に不利益なる事はなき歟と憂へられし若し夫れ是れが爲め强く苦痛を與へ若くは腦部に障害ありとせん歟刑罰以外に苦痛を與ふるものにして即刑罰執行の正鵠を過ちたるものと謂ふべきなり予謂らく忽かる事は唯日本人の耐へ得られざるのみならず外國人に對しては絕對的に用ゆるを得ざる事なりと確信す故に予は將來諸士の誤解なきを期せん爲め寧ろ木の字を删り單に枕と改正せん事君と同感にてあるなり

又君の英米兩領事館に於ける監獄の視察事項中英國領事監獄の管理者は君の質問に對し當監にては枕は貸與せず尤も本國にては闊き長き木を貸與し之に數人の頭を載せて寢ねしむるなりと答へし由なれど同國監獄の事情は予是を知るなり決して去る事のなきを信ず蓋し通譯の間違に出でしものなりと斷言す

松尾君の行刑學

是も亦有益にして最も面白し這は原書其者の佳なるに由るべしと雖ども畢竟君の飜譯の得意なる文章平易流暢にして讀者をして殆んど飜譯の思ひなからしむるは蓋し君の飜譯に精妙なる却て原著より尙ほ幾層の光彩を添へるに至るものと例もながら敬服の外なし但惜むらくは每回載する處極めて短き事是なり總て物事は思ふにならねものにて隨分下手の長談義も苦しきものなるが上手で面白しき事の餘りに少きも亦恨めしきものなり

法典の實施と監獄との關係

と云ふ事の研究は矢張り目下の必要問題にて禁治產と在監人との事に就ては先頃茶話會にて山崎君の議論もありしが是は中々面倒なる問題にて一朝夕に論定する事はなし難けれども夫々關係を有する事項を調査し諸士の高見を吐露せられん事を望むなり

予今法典の事に就て思ひ出せしを以て聊か其事を話さんに我民法に懲戒場なるものあり歐洲にも此名稱と同じきものありて恰かも我國の懲治場と感化院とを合併したる如きものにて此二種の者を收容すれども其組織方法は我國の懲治場とは全然異なり監獄なども一部分に設け又は監獄官なども支配するものに非らず尤も其設立には公私の二種あれども何れも相當官衙の認許を經たるものにして其基礎堅固にして且つ組織も頗る完全なれば其事實は民法の懲戒場をも兼ねたる譯にて何れの者を收容するも皆完全に感化薰陶の目的を充分達し得べきものなり

又歐洲にては獨り此懲戒場のみならず惡少年を單獨の一私人に托し感化するの方法あり然れども之を托するの人を撰擇する事は誠に困難なりと云ふ并は唯其受托者の品行方正且つ家庭の善良のみを以て足れりとせず尙ほ其上に受托者は善良なる小兒を有せざるべからずとの條件を要するに依り其受托者の小兒は不良者に感染するの危險あらんとは人々の大に危ぶむ處なればなり然れども予の實驗家に就て聞く處に依れば還は多少危險の虞あるには相違なきも此感化法は彼我の善き部分を知らず識らずの間相互交換するの方法にて其効力非常に著るく且其監督方法宜しきに適へば毫も害を受くる事なく好成績を收むるとの事にて現今に於ては益々此方法を擴張せんと大に慫慂しつゝあれども如何せん之を撰擇するの困難なる已に言ふ如く善良なる家庭の上に尙ほ小兒を有しかも惡少年と自己の小兒と起居寢食遊戲等に至る迄總て同一視して敎養愛育する意思の確實なる者にして且つ其受托者を經歷的に確認し得るを要するものなれば去る資格を具備する者稀なり好し依托者に於て以上の資格に適ふものとするも受托者の謝絕する處となり受托者たらんと望むものは依托者の望まざる處となる等より未だ此方法を充分擴張するに至らず蓋し人の小兒に對する眞實の愛情なるものは所謂兒を持つて知る親の恩との如く如何に學者でも智者でも其愛情のみは躬自其地位に該るに非らざるよりは決して其眞實を味ふ能はず又小兒を持たざるものは實際小兒敎養の經驗なきに依り其愛情の感念に乏しく幾ら理屈の分りたる人にても惡少年の感化を托するに足らずとの事にて其撰擇兎角六ケ敷事なり尤も歐洲現行に於ける感化院若くは之に等しき處の

矯正図書館

院長は夫婦にて（夫は院父。婦は院母。）且小兒を有する人々にて其愛兒を惡少年と總ての事を共に與にせしめつゝあれど爲めに愛兒に惡感を與へたることなしと

是れ蓋し小兒に水泳を教ゆるの類歟水は固と恐るべきものなり然れども其監督教習能く肯綮に該らば水の爲めに害を受くる事なく成効の上は一身を救ふの技能を得るのみならず又他人の不時の災厄をも救護するの効果を收むるに至るなり

原胤昭君

の事に就て看るも監督其宜しきに適へば其害を被らざるものと思はる君は現に八人の愛兒を有するに拘はらず五六十人の出獄者を引取り家族的に起臥眠食を與になさしめつゝあるは諸士の知らるゝ處なり而して其出獄者は多少改悛の狀ある者なるも多年監獄に在りて出獄後相當の經歷をもなきものなれば其心裡の如何は固より確認する能はざるものなるに夫れ等の事に拘はらず數人の愛兒を雜居せしむるが如きは頗る危險なる事なり予君の住宅に就て其實際を見しに其愛兒等は普通の小兒の如くならず最も温和端麗にして行儀正しきを看予をして眞に天祐に由るものならんとの感を懷かしめたり是に由て之を觀れば其監督にして宜しきを得るに於ては曾だに其小兒に惡感を與へざるのみならず却て出獄者は其小兒の可憐無邪氣なると其の家庭團欒の趣々として樂しむべく歡ぶべき狀態に融和せられ不識不知の間に感化力を受け彼等の改悛をして益々堅固ならしむるの結果一層佳良なる成蹟を觀るに至るものならんと思ふなり

我國の民法に家庭科

を規定せられざるは一大欠點なり民法の懲戒場は監獄の懲治場と同一のものと認むるを得ざるは事實の上から察するも文字の上から看るも當然の事なり蓋し我立法者の意は那邊にある歟思ふに其文字及民法の結果より生する事實監獄の懲治場と異なるに依りて是を同一のものと認むるに非らざるべし然れども若し立法者の意假りに之と同一のものなりとせば予は大に反對せざるを得ざるなり何んとなれば刑法に規定しある處の懲治場を以て民法の懲戒場と同一視するは曾だに條理上至當ならざるのみならず又事實に就て之を看るも其不可なる多言を要せざる處なり諸士の知らるゝ如く現行の懲治場なるものは監獄とは名稱こそ異なれ其事實に至ては等しく監獄内にありて工業其他總ての所遇方法に至るも殆んど囚人と異なるなし而して其結果を實驗に徵すれば懲治場に入れられたる者が其感化薫陶に依り善良の者となりたるは眞に絶無にして再三再四其場に出入したるもの相當の年齢に達すれば皆囚人となり而かも習慣的囚人となる者比々皆然らざるはなく予等をして未だ曾て戰慄痛恨長歎を發せしめずんば非らざるなり

卑見に依れば其懲戒場なるものは先づ以て國庫費を以て之れを設立し其方法等を模範的に制定し而して後私立を以て倘ほ懲戒場又は感化院を創設せん事を保護奬勵して一定の標準に據り公認する事とし現刑法の懲治場を改めて懲戒場とし之を民法の懲戒場に併呑せしむるやうなすを要す其詳細に至ては中々面倒にて一席の話しにては迚も盡されぬ事なり此事は今話す積りではなかりしが法典の實施と監獄との關係と云ふ事の序に此に一言したるものなり此研究に就ては予多少腹案あれば他日機を見て充分論議する積なり

監獄社會か新内相板垣伯を觀迎

するは誠に當然の譯なり謂ふ迄もなき事ながら内相の位置は國家百般の政務を裁斷せらるゝ職務にて殊に近年の政体一層繁劇を加へられし折柄にて御就任の日淺く千百の緊急要務堆積して内相の身邊に蝟集しつゝあるに拘はらず現に先頃も或る一部の典獄を召喚し大臣自ら其席に臨まれ予は監獄事業には熱心である飽迄是が改良を成功する見込であると云ふ事を明言せられたり且つ大臣は唯其言辭のみならず恁く繁劇なるに拘はらず一刻片時も之が改良の事を念頭より去られず種々なる調査に從事しつゝあらるゝは予の毎日親しく大臣に接して見つゝある處なれば斯業の前途倍々好望なる事は予の明言して憚からざる處なり故に吾人は内相に對し斯業のため大に感謝せざるを得ざるなり

監獄局に於ても諸事調査中

なれば局員は一名も休暇する事なく此炎暑煅くが如き時なるにも頓着せず一同早出居殘りにて孳々として調査に勉勵しつゝあれば夫れ等の事は他日事實の上に顯はるゝに至るべし尤も局員は敢て休暇する能はざるには非らざれど皆自ら進んで其繁忙に該らるる事なれば實に歡ばしき事なり畢竟恁くの如くなるは諸士の職務精忠なるに因ると雖ども又斯業の前途

監獄雜誌　第9巻 第8号
矯正図書館

に對し大に希望を懷かれたるに由るべし諺に曰く希望は人間の勇氣の源なりと誠に善言と云ふべし予は今にして其言の倍々眞なるを深く感するなり蓋し監獄社會に此大臣を迎へて非常なる活氣を生せしなるべし此活氣は實に前途の希望に因て生するものなり今や眞に監獄の進運好機に際會せり嗚呼機は得難く失ひ易しとかや諸士憤勵一番其努之予亦微力なりと雖ども諸士と與に飽まで力を盡すべき事を決心せり

○條約實施準備

○外國人の在監者所遇に就ての卑見（第三回）

中村巍

第三　食糧

在監人の食糧に就ては監獄則第二十八條に於て詳細に規定せられたり而して其の適否を實驗に徴して考察するに經濟上又營養上頗る不便不利なるもの少なからず是れ蓋し諸士の與に認むる所ならん

抑も現行法の米麥割合は其據る處那邊にありしか吾人得て之を知らずと雖ども蓋し或は下等貧民の生活の程度に近寄らしめんとしたるものには非ざるなき歟果して然らば吾人は更に其理由なきを斷言して憚からざるものなり何んとなれば苟くも國家が國權を以て人身を拘束するに該つては其身体の健全を保護するは最も大切なる事にて之を保護する又一にして足らず雖ども要するに食物を以て最とす而して其給與方は拘禁者身躰の狀況及生活の程度に適合せるを要すると雖ども亦は多數の者なれば一々各自に適當するものを與ふるが如きは望んで得べからざる事なり然れども一律を以て數万の者に給與するに就ては少くも各自か健康を保つに足るもの即中庸なる程度に則らざるべからず然るに是を下等貧民の生活に比準したる如きは條理上事實上不都合なるものと謂はざるべからず

尤も自由刑の充分發達せざる時代には專ら復讐的若くに威嚇的若くは懲戒的等を主としたれば其思想頗る單純にして唯囚人は社會より之を隔離し刑溝つれば釋放する迄にして其間死ぬも活きるも勝手なり兎に角相當の期間苦しめて遣れば其目的を達したるものなりとの觀念なれば健康保護の點極めて乏しかりしも是非なき事なれど自由刑の發達したる今日即ち教誨感化矯善等を主とするに於ては其身躰を健全ならしめざれば決して目的を達する能はず果して然らば其食物改良の必要なる又言を俟たざる處なり

在監人の生活を下等貧民の程度に據るべしとの議論は獨り我國のみならず歐洲に於ても亦是ありしなり予岳洋氏に聞く曰く

先年濠太利の議會に於て刑法改正案の審議ありし時或る議員は論じて曰はく囚徒の生活は須らく下等貧民の程度に依るべしと然るに當時の學者議員「ミュルヘルト」と云ふ人其論を駁して云へる樣若し其議論が至當であるならば下等貧民の中には凍餓に死する者ありまた疾病に罹るも加療する能はざる者あり故に監獄に於ても囚人を凍餓に死せしめ又は疾病に罹る者あるも加療せず死せしむるを得る歟國家は決して忌かる權利あるなし云々と

論じたるは復た敢て此言に抗辯するものなく其後是等の議論は監獄の進歩に伴ひ漸次薄らき近年に至ては全く其跡を絶つに至りたるものなり我國に於ても已に之が改正を認め今や調査中なりと聞けば今更予の言を要せざるべしと雖ども此點に就ては當局者中又隨分異論のある樣なれば予は爰に其重なるもの二三を列擧し諸士の同情を求めんとするものなり

（一）現行の米麥即米四分麥六分の（平均六合とし）食榮代一錢五厘を以て一週間内（野菜の最も底廉なる夏期に於て）給與せしもの〳〵種類即味噌、醬油、澤庵、梅干、胡摩鹽、小松菜、葱、若布、鯡、蜜、馬鈴薯、豚肉、牛肉、豚脂、腕元豆、切干、燒豆腐、油揚等にして是に飯即ち六合食の營養を併せ保健食料即ち蛋白質九十六瓦、脂肪二十瓦、含水炭素四百五十瓦、に對比するに即ち蛋白質に於て二十六瓦餘、脂肪に十瓦餘、の欠乏を生じ只含水炭素に於て百四十八瓦餘の多きを看るのみ尤も副食物の如きは土地生産の狀況に依り代價昂低あるを以て其量又多少異なるべしと雖も甚しき差違はなきものと信ず夏期菜物の最も底廉なる時に於てすら猶且つ惣く

の如く況んや嚴寒の交にして且つ肉類に乏しき地方に於ては營養に欠乏する推して知るを得べきなり又麥は學理的分析の結果は或る營養は多量なりと雖ども腸中の通過速かなるが故に其全部の營養を吸收する能はざるものなりと謂へば此點に於ても實際は餘程減少するものと思はる

矯正図書館

（二）割麥を充分精撰せんとする時は一石に對し四割乃至五割を減少し實際白米より高價となるを以て何れの地方に於ても三割内外減りを標準として搗き上げるより彼の粉麥（俗にフンドシ）なるもの多く附着し居るを以て常に腸胃を障害する事甚し吾人は囚人の糞便を常に見るも目に慣れたる事とて差して驚かざれども若し局外者にして之を一見して彼の粉殻が便器等の上面一体に浮び居るに氣付かば甚し寒心せざるもの稀なるべし監獄に消化器病の多き又怪しむに足らざるなり

粗食を與へて其費を減するは可なり然れども之が爲めに病者と醫藥費とを增加すると同時に工業の收入を減し且つ以て自由刑の本質を失するが如き所謂一文吝みの百損するは甚だ褒めたる事に非らざるなり

（三）麥飯は其害多きも腸中の通過遲なるかため身躰に其營養を充分吸收するの遑なきのみならず隨て食すれば隨て空腹となり即腹耐へなきに依り多量のものを一時に食し徒らに胃部を擴張し飽食の惡習慣を附くるに至るあり

（四）現行給食の方法は實際役業の種類等に依り給せざるべからず即ち大工は七合とか機織は六合とか爨め標準を定め之に依り配與するものなり然るに其事實に至つては常に適切を欠く事少なからず例へば同じ機織業に從事する者にても甲は强壯にして元來多食の慣習なるも一日に一丈を織り得而已又乙は身躰薄弱にして二丈を織るも却て多食を好まず然るも尙ほ是に同一の食量を給せざるを得ざるが如し

（五）炊夫、米搗、其他土工の如く最も强き力業に服する者は到底八合にては其勞働に耐へ難し世上に於ては是等の役業に從事する者は俗に一升飯若くは四度飯を喰ふが通例にて又種々の間食をも爲す者なるに監獄にては如何なる力業に服するも八合の外給するを得ず而かも半以上麥の交りたるものにて他に間食も出來ざれば實際其量不足にて常に飢を訴へつゝあるは隨分憐れなる事なり

其他種々なる點を仔細に擧ぐる時は猶幾多の不都合なるものあり兎に角粗食に慣れたる我國人に對する實況恁くの如くなれば是を以て外國人に行ふ事は寔に思ひも寄らざる事なり恁く云ふ時は或は謂ふ若し外人にして之を食するを好まずとならば食はざるも可なり敢て强ひざるに至れば遂に之を食ふに至るべし外人なりとて去る讓澤を云はしむるものに非らずと或は然らん然れども監獄は相當の役業にも服せざるべからず食ふが厭なら食はずに働らけと云ふ如き亂暴なる所置は迚も今日に於ては出來ざる事なり他の動物を飼養するにも活き餌又は植物を餌とするもの等ありて飼養者は之に適當するものを與ふるに非らずや況んや國家が人を拘禁するに去る殘忍なる所遇を爲す權利のあるべき道理なし是決して外人を特に優待するに非らず又其欵を買ふにも非らず唯其生命健康を保全するの必要より個人的の關係を察し刑罰執行の目的を確實にせんとするに外ならず眼中又何ぞ日本人と外國人との差別あらん乎

故に左の如き意味を以て監獄則及施行細則の改正を希望す

一在監人の食糧は營養を充たすに足る程度を以て是を給與する事

一規定の食糧を食する能はざる在監人に便宜適當の食物を給與するを得る事

但健康を害せざる限りは成るべく規定の食物を與へ又は食し得る樣漸次慣習を開するを要す

以下監獄則施行細則

一刑事被告人には成るべく自辨食量を與ふる樣勸誘する事

一自辨食糧は監獄に於て炊煮し是を相當代價に拂下る事

一米麥の割合は米六分麥四分但地方の狀況に依り此割合を變更するを得る事

一菜代は價格を定めず保健食糧に等しき營養の標準を定め之れに據らしむる事

一食量は身躰及び勞働の關係に依り八合以下適宜之を給する事但勞働最も强く實際不足なる時は特に一合若くは二合を增與するを得る事

一副食物の種類及び給與の度數（菜汁濱物等又朝晝夕等）を定めるも便宜其配與（晝を濱物としタに菜を與ふるの類）を變更し得る事

一施行細則第六十二條即ち給與工錢を以て食物を購ひ得るの規定を廢止する事是は工錢給與の本旨に違ふ嫌あるのみならず又獄内に於て財產を左右し刑罰の苦痛を減少するに等しきものなれ

矯正図書館

ばなり

一同第六十二條の範圍を擴め病者にあらざるも醫師の診定に依り相當の食物を給與し得る事

一同第六十四條食用器具木椀箸、飯器とあるを食用器具とし其種類は別に明記せず成るべく多くの種類を貸與せず且つ危險の虞なきものを撰定するを示す事

外國人は到底箸を使用する能はざるに依り匙又は肉差庖丁の類を要すべきを以てなり

以上の如き旨趣を以て改正する時は慣習の異なる外人等を個人的に所遇するに便利にして當局者に於て充分注意せば決して不都合を生ずる事なかるべし尤も食量の制限を設けざれば區々となるべしとの議論あるべきも畢竟惡る事柄は詳細に規定する程運用究屈となり現今の如く規矩的に陷り適切を缺くの弊を免かれず唯之が適否は其規定の精粗に依るものに非らざるなり蓋し事實の利弊なるものは當局者應用の巧拙如何に在るのみ故に予は窃かに謂らく出來得べくんば各自食糧の制限を定めずして隨意に食せしむる事とせば可ならんかと惡くするときは却て餓鬼的の觀念を去り且つ多食せざる者にも多くを配與し爰米を生ぜしむる事なきより彼是を通すれば結局の計算は同一となり健康上大に有益ならん歟然れども這は少しく突飛的議論に類し且つ實驗なきに依り敢て主張する處に非らざるなり

○英米領事監獄參觀の記事
（英國の部）（第二回）

中村襄

監房數は前回に述べし如く大小十房にして囚人と被告人との爲めに（拘置監と囚人監と）別異しある事なし然れども十房の中九房は分房制なれば囚人被告人を一房内に雜居せしむる事はなかるべし

此監獄に拘禁するものは刑期二ケ年以内の者に限り其以上に渉るものは總て香港へ移送する事となれり已に予の參觀せし僅か前に於て香港へ移送し其管理者押送の任に該り其任務を了り此頃歸濱したるばかりなりと云へり故に當日在監せしものは僅か四名なりし

獄舍の構造の上より觀察するに惡かる少數の者を拘禁する爲めに設けられたるものに非らざるや明かなり尤も發送したる跡なれば其數の寡少なるは當然なれど聞くが如んば平素八九名乃至二十名内外を拘禁しあるしが新條約實施も已に切迫したれば其期に際し在監するものは皆我が政府へ引渡さゞるべからず然るに彼國人の感情他のもの〻引繼は兎もあれ人間を他國へ引渡すは情に於て忍びず殊に我國監獄に就ては種々批難を下だす者ある折柄なれば旁以て之が引渡を避けんとし其方法として目下新たに宣告するものは成るべく刑期を短縮して實施期前に滿了するやう手加減を爲し又犯情減縮する能はざる者若くは已に宣告となりたる者にして其期に至るも在監するものは今より順次香港へ送附しつ〻ありと予其眞僞を知らざれど自國人を愛するの感情又外國人が我國監獄の制度に對し彼是と苦情を唱へ居る點より推考すれば蓋し其言は當らずと雖遠からざるべし予は今英米領事監獄の觀察事項を諸士に紹介しつ〻ある處なれば少しく横途へ這入るやうなれど彼外國人が我國の監獄に對し如何なる感を懷きつ〻ありやを爰に知られん事蓋し又必要なりと思ふに依り此記事に狹むに横濱商業會議所々長幷に同會議所委員が巢鴨監獄署を親覽して報告したるものに對し紳戸「クロニクル」の批評的反對意見の概要を載せ以て其一班を察知するの資に供せんとす尤も此事項に對しては「メール」新聞に於て夫々辨駁を爲したれど之を省き唯「クロニクル」の批難したる點のみを揭ぐ蓋し此記事は「メール」新聞に登載したるものなれば讀者中該新聞に由て已に知らる〻者もあらん幸に諒せよ

一記者（クロニクル以下同じ）曰く横濱會議所の報告に依れば巢鴨監獄なれば外人囚徒（已決）を拘禁するに用ゆべしと然れども此報告の價値果して何處にかある吾人は日本法律の支配を受くるに方りて最も知らんと欲する所のものは最底とする處の未決監にあり該所には保釋の允許なく數ケ月間の永きに渉りて抑留せらる〻ものあり其弊害の重且つ大なる事恐らくは吾人想像の外にあらん云々

二記者又曰く同會議所員等が日本政府に於て大に監獄制度の改善を計り監獄に關する諸般の權能を中央政府に綜合統轄すべしと信するは誤解也

三記者更に曰く横濱會議所員の報告明かに巢鴨監獄の缺點を表示す（一）婬室の設なき事（二）監房の一偶に便所を設けたるが爲め夏時疫疾を釀成する事（三）暗室監房は冬期は極めて寒く夏期は大陽の光線か外壁を直射するに依りて蒸熱耐ゆへからざる事（四）囚徒の待遇は單に其生命を保持するに止ま

矯正図書館

る事等皆獄制の不完全なるに基因せる缺點にあらざるはなし云々

四記者其最後に曰く監獄官吏若くは牢官新聞の實言は毫も信憑する價値なきものにして外交文書を以て日本より公然外國政府へ通告するに非らざるよりは吾人は之に向て耳を傾くるを欲せず云々

其要概以上の如く一も事實に適切する議論なし但第二項即ち監獄全体の權能を中央に綜合せず云々に至ては未だ實施に至らずと雖ども獄制を中央に綜合するに就ては其經費を國庫支辨に移さざるべからざるに依り其順序として我政府は監獄費を先つ國庫支辨に移さんとして再三其案を議會に提出したるも種々の事情に依り成就せざりし然れども政府は飽迄之を實行するの見込にて片時も等閑に附する事なく目下に於ても之が準備中なる事を該記者は知らざる程の迂濶には[illegible]あるまじ況んや最も神通的機敏なりと稱する彼の「クロニクル」記者の決して知らざる筈なきは吾人の確信する處なり然るを猶恁くの如く云ふ所以のものは蓋し該記者は知るの都合善きものは知らざるも知ると謂ひ其悪しきものは之を知るも猶知らさるの体を爲すものには非らざる歟隨分意地の悪しき事廻毛の曲り加減の知れざること怖ろしけれ其他第三項中矯室のなきは事實なれども彼或は其風土の異なる事に氣付ざるには非らざる歟彼は其必要の如何より寧ろ監獄には矯室ありとの感念より生じたる言に非らざる歟果して其筆法よりすれば或は臺灣の監獄にも矯室なきを難せんとするもあり予が看し處に依れば現に英米領事監獄にも之が設けはあらざりし但英の方には廊下の中央に極少なる即我國の六疊敷の座敷へ置くべき位の矯廬一個あるのみにて室内等を矯むる方法更になし併しながら我國に於ても若し之れなきときは健康に害ある事を認むるならんには何時にても之を設置するは勿論なり便所是亦監房の一隅にあるに相違なきも其掃除防臭等の充分行はれある事は例に依りて更に又知らざるの体にて只便所が監房の一隅にありとて之を批難するに過ぎず若し此事にして敢て不都合ならんには寧ろ日本國全体の構造を批難する方却て適當ならんと信ず其他大陽の光線が監房の外壁に直射すと難すれども恁かる宏大の家屋の外部に光線の射らざる樣大なる日蔭は到底出來難き事なり英國にては如何なる方法を以てこれを防ぐや聞かまほしく思ふなり其他冬は寒く夏は熱ひと(手も少し意地悪けれど)か又は囚徒の待遇は單に其生命を保持するに過ぎす云々等に至ては殆んど雲を捕ふるに等しき議論と謂はざるべからず之を要するに該記者の言は所謂揣摩臆測若くは針小棒大的にして誠に始末の悪しき議論なり吁々寔に口は調法のものなり聞說らく外人は神經非常に鋭敏なるが故に猜疑心深しと予今にして其言の眞なるを知る何となれば自國人が責任を以て報道する事に就ても尚ほ夫れを悪しさまに疑ふ事恁くの如し況んや他國人の言ふことをや

○教誨

留岡幸助

○涙の改悛

人を訓誨し、教導するもの〳〵心得べきことは永遠に拯救するにありて一時の改悛を以て滿足すべきにあらず、殊に監獄の教誨に於て然りとす、眞正の改悛は感情に於て、智識に於て、意志に於て改悛したるものにて單に感情上一時に涙を落すを以て彼は改悛せりとす可らず、單に智識上物の道理が分りたりとて改悛したるにあらず、眞正の改悛は情に於て動され、智に於て識得せられ、意志に於て斷行せらるる可らず、之を換言せば眞正の改悛は智情意の改悛ならざる可らず、此の如くしてその改悛永遠に繼續するものにて全き救拯は茲に至りて成就せりと謂はざる可らず、然るに監獄教誨師のうち或者は教誨の目的を囚人の落涙に求め、囚人にして落涙せん乎教誨の目的達せられたるかの如く思ふは甚しき誤謬なり、人或は言はん犯罪人は強き者なりと余は斷言す犯罪者は頗る弱き者なり、情を制する能はざる人類は、道德上甚だ弱きものなり、見よ犯罪人の多くは一朝の憤怨に其身を忘れ或は毆打し或は斬殺したるものにて彼は意志の力甚だ弱くして外部の誘惑に抵抗し能はざるものなり、かゝる弱き者に向つて涙を促すが如き教誨は甚だ失當の教誨と云はざる可らず囚人を落涙さすることは易く、彼をして眞實に改悛せしむることは頗る難し、其故に効力ある教誨は意志の力を強大ならしむるにあり、意志強健ならずして百度悔ひ改むるも千度落涙するも少も當にならぬ改悛なり、余が長日月の間監獄教誨に從事して切に感じたることは囚人の涙は當にならぬと謂ふことなり

矯正図書館

其れ曾て當にならず是を以て余は勤めて囚人の落涙せざるやう教誨したり、囚人をして泣かしめんとせば其れ程易きことはなかるべし、彼は長日月の間社會と隔離せられ、數年の久しき只の一回も妻子の顔を見ざるものなり、其故に彼等の多くは妻子の存否を案ずるものあらん、出獄の待ち遠きをかこつものあらん、言はゞ「ホーム、シック」にて充さるゝ囚人に妻子のことを話して情に訴へ、悲哀の談話をなして感を促すあらば情あるもの誰か落涙せざるものあらん、この落涙を認めて彼は教誨に深く感動する所ありたり、彼は改心の途に就きたりとて大早計にも速斷するものあらば誰か其愚を笑はざらんや、西諺に曰はく「涙の信仰は涙と共に乾く」と宜なる哉此言や涙の改心は涙の乾くと共に消失するものなり、エルマイラの典獄ブロックウエーの言ひし言あり、曰く「犯罪人眞正の改良は先づ身躰より始まるものにて躰整ひ、情動き、智成り、意志堅固にして始て能く改良せられたりと謂ふべし」と至言なる哉ブロックウエーのこの言余は常に犯罪者の改良を此の理想に求めたりき、斯くして改心したる犯罪者は眞正の改悛にして中途にして再犯する如きものにあらず其故に涙を見て改悛を卜するは能全なる教誨と云ふ可らず、教誨師たるもの其れ玆に鑑みる所なかるべからず、

○教誨私見三則

在横濱　野々山廣闡

監獄改良の聲頻りなるに當り私見三則を敍す

第一　教誨時間を擴張すべし

衆合教誨固より善し、然れども短刀直入一言の下、彼が肺肝を抉くり、翻然歸正せしむることは、個人教誨に如くはなし、故に休役間及罷役後に於ては、普及を計るの法として、依然衆合教誨を施行し、他の時間（服役中の）に於て、專ら個人教誨を頻りならしむるを要す。某監獄に於て之れを施行するに、其功蹟大に見るべしと。全監獄同じく此の如くならんことを望む。

附言　所謂個人教誨は新入放免處罰病者等現行の外一般服役者の上に於て云ふ

第二　教誨師を增置すべし

已に再犯せしめざるを以て監獄の目的とす、然るに現況は之れに反す今や懲戒の法（大に改むべき若くは嚴行するにあらずんば）其目的を達し難きが如く、教化の力を待つや多矣。而して其任に當る教誨師の員數を問はゞ二三百四若くは千餘囚に對して一人也。此の如きは抑何事ぞや。小學兒童教育者に比しても見るべし彼無邪氣なる者を教導するすら六七十名に教師一人あり我無賴漢の教導者は前の如し、何んすれぞ能く功を奏せん。某監獄は玆に觀るあり、囚徒八十名乃至百名に對して、一人の割合を以て置けり、員數に於て至極適當と考ふ、全監獄に於て同く此の如くにして、前記個人教誨を行はしめば、他日の奏功蓋し尠少ならざるべきを信ず。

附言　費用に付て云爲する勿れ如何となれば再犯者をして長く歸善せしむること能はずんば彼等獄内に在ては他に惡感化を及ぼし社會に出でゝは更に彼等一輩の先導者たらん而して監獄は此等常得意の多々增殖に勞かれ了らん之れを思へば教誨師增置に付ての費用惜しむに足らざるべし

第三　其人を得るを要す

今更喋々を要せざるべし、然れども其人を得んとするには必ず道に由らざる可らず。監獄の教誨は、宗教家に賴るを以て得策とせば、須く其人を待つの禮を取るべし。現今の如くにして而も其人を得んとするは、其道に非ず、宜く適當の法を採決すべし。已に其人を得て濟々焉、第一法に依て、各其誠を竭す、於是乎監獄の教誨大に觀るべきに至らん矣。

今や、板垣伯宿昔の熱誠を以て、銳意斯道の改良に盡さる、誠に可慶賀矣。監獄費の國庫支辨となるに至らざるも、伯の熱心を以て而も彼職に在り、此際斯道先輩各位の大奮發を望むや切なり。由來監獄改良の聲盛なりと雖も、其進歩聲に伴はざるは大に遺憾とする所なり、否、面目の改りたる所元より少きにはあらざれども、多くは他にありて玆にあらず、形容にありて精神にあらず、見よ再犯者の減少せざるは果して何に因るか、希くは先輩各位の教誨方面に向つて大に考慮せられんことを悃望す。

○海外通信

拜啓仕候愈々御清穆奉賀候

却說我が新克約監獄協會に於てはその第五十四年の報告書を編纂致度目下頻に準備致し居り候、而して同年報書中には外國に於て監獄制度上起りたる變革幷びに刑法學の範圍内に於て實行されたる實驗の結果を揭載致し度き心組に御座候、加之世界何れの國を問はず近時の出版に成る刑理學（ペンノロジー）及罪理學（クリミノロジー）につき其出版物の目錄を求め度き希望に御座候、前述の目的を以て明年一月立法院へ提出すべき一千八百九十八年の年報書中に編入致すべき簡單なる書簡御寄贈被下間敷候哉奉願上候、最も右は準備の都合も有之候間少くとも二ヶ月以前即ち來る十一月一日迄に御寄贈被下度奉懇願候

我が米國にては不定刑期に伴ふべき假出獄制度幷びに拘禁中犯罪者を處遇する感化的手段の如きも益々進歩致し居り申候、前陳致し候不定刑期の宣告法幷

監獄雑誌　第9巻 第8号
矯正図書館

に感化的處遇の如きも適用上多少の變化は有之候得共既にニウヨーク、マサチウセット、ペンシルベニア、ミチソタ、イリノーイ、インデアナ、オハヨー等の諸洲に於て採用せられ居り候、加之他の各洲に於ても之を採用せんとするの意見を把持致し居り候マサチウセット洲及ニウヨーク洲の如きはこの不定刑期主義を大抵の場所に於ては既に採用致し曾其適用上の判斷を法廷に一任致し居り候、インデアナ洲幷びに他の諸洲に於ては不定刑期主義と之に附隨する假出獄制度につきては憲法に適應するものなりや否やにつき議論有之申候、インデアナ洲にてはこのことを憲法上不都合なきことを高等法院に於て決定致し候、マサチウセット洲に於てはこの議論は目下法廷の問題と相成り居り候、ニウヨークにてはこの事は既に數年前エルマイラ感化監獄の尙發達の初期にありし頃決定せられ申候

過にし一年間には當合衆國に於ては刑理學（ピノロジー）並に罪理學（クリミノロジー）に關する著名の出版物は一も無之候

一千八百九十七年十二月二日（昨年末）より六日にかけてデキサス洲アウスチン市に開かれたる合衆國監獄大會は頗る興味且つ價値ある集會にて當日會場には左の論文の朗讀有之申候、

第一　監獄則の改正
カンサス洲　ジョン、デミソン氏の起稿オハヨー洲の判事エムデ、フォレット氏代讀す

第二　オハヨー洲の假出獄制度
ロルデンイシー、コッフイン氏

第三　マサチウセット洲條件付裁判法
マサチウセット洲感化監獄典獄ジョセフエフスコット氏

第四　家庭と犯罪
牧師　エル、ダブリウ、ダイク氏

第五　放免囚
ペンシルベニア洲監獄協會書記ジョン、シー、タイツル氏

第六　メリーランド洲出獄人保護協會
ジーエルゲリフイス氏

第七　停刑法則條件付裁判法對笞刑
ヘルベルト、エスマクドナルド氏
プラクチカルクリミノロジー

第八　實際罪理學（クリミノロジー）に訴ふ
ミブリー洲セント、ルイス教授ダブリーウ、エル、シエルダン氏

第九　條件付放免と不定刑期
イリノイス、スプリングフヒールド牧師博士エフエツチワインス氏

第十　犯罪の豫防
デキサス洲大學總長ジョージ、ティ、ウインストン氏

第十一　デキサス洲に於ける貸渡し作業
デキサス、ペニテンシヤリー事務ジョンエス、ヘンドルソン氏

第十二　監獄の規律
マサチウセット洲獄典獄ビーチー、ブリウセス氏

第十三　同
同洲シューボルン女囚監獄典獄エレン、デー、ジョンソン夫人

第十五　犯罪と境遇
オハヨー洲の教誨師神學博士エムエフチロック氏

第十六　犯罪者と石炭採掘
テニシー洲炭鑛支配人チーフエー、ヒル氏

これらの會議の報告書は大會の書記ペンシルベニア洲アレガニーの教師ジョンエル、ミリガン氏によりて得られ候

昨年末に於てニューヨーク監獄協會は監獄發達の歷史、規律、處遇等を示す爲に監獄にて產出せし製造品展覽會を當監獄協會に於て開設致し候多くの製造品はさしものひろき協會內に狹きを感する如く陳列され市民の數千人はこの展覽會に來りて縱覽致し吳れ候同會につき委細の報告はこれと同時に開設され

し會議の模樣等は不日御郵送せんとする第五十三年報にて御承知被下度候何れ近々の內貴下より一書御惠贈被下度右得貴意候草々頓首

米國新克約監獄協會幹事
ウイリアムエムエフラウンド

日本東京
留岡幸助殿

追日米國監獄大會次回の開設地は一千八百九十八年十月十五日より十九日迄でインデアナ洲インデアナポリス市に候この大會にはチヤールス、ダッドレーワーナー及チヤルトンチー、ルーウイスの兩氏の演說有之申候、貴下より御惠贈の郵券幷に有益の御書簡難有拜受致候我が監獄協會の諸員貴下へよろしく申出で遠からざる內精敷御返事可申上考居り候

○米國「身体測度局」の設立

最近着の米國「刑法雜誌」の報ずる所によれば過般ミルオーキーに於て北米合衆國警部長會議を開設し遂に同國政府の費用を以て習慣犯人身体測度局を設立することに決定し遂に同會より、同國々立監獄大會にこの事を協同せんことを掛合たりと云ふ、既に

監獄雜誌　第9巻 第8号
矯正図書館

我國にてもこの「ベルチロン」法につきての論文若は講演に其必要を說かれたれば此際警察と監獄協同して此法の普く行れん爲に企畫あらむはしきものなり

○雜　錄

○板垣內相監獄の改良談（新聞報）

獄制の改良復た今日の急勢たり夫れ監獄費を國庫支辨として分房制完成の議は已に朝野の夙題となれり財政の許す限り之を速に決行せんとこを望む我國現在に於ける監獄の情況は完全なる分房制を行ふこと能はざるは勿論にして罪質分房の制すらも殆んと之を施行する能はざるの狀況なり要するに現今の監獄は構造頗る不完全なるを以て初犯囚と再犯囚とを混同し往々重罪囚と輕罪囚とを雜居せしむるの已を得ざるも無しとせず故に監獄は懲戒感化の機關ならずして將さに罪惡養成の巢窟たらんとす同一獄治の上に於て各地方往々に出て之が統一を欠き寬嚴其宜を失ふものあり然るに之を地方の管理より脫し中央の直轄となし僞要の地に一大監獄を設げんとするも經費鉅萬を要し事態亦頗る容易ならざるに至らん現今我獄制の不備斯の如し其懲治宜きを得ざるが爲に再犯續出底止する所を知らず輓近の統計に由れば再犯全囚の五割六歩を占むると云ふ前日大葬に際し特赦放免となりし總數九千九百人の中再び罪を犯して入獄せしもの已に四千九百人の多きに及べり是れ他無し罪囚に對する懲治其法を得ざるに歸せざるを得ず余曩に本職に就任の際銳意獄制の改良を謀れり特に今日は新條約實施の機運にも際會し居れば內外の形勢彌々獄制改良を促すものあり次に獄制の改良に伴ひ司獄者の撰擇最も愼重を要すべきものあり司獄者其人を得ると否とは獄制の張弛に至大の關係あり而して現時典獄の待遇は終身昇進の途無き薄給の職俸を墨守し甞て奬勵鞭撻を施すに由なし以て廣く有識の士を採ると難し是等は財政の許す限り速かに之か改良を爲さゞるべからず

○行政整理委員に希望を述ぶ

行政整理、繁文省略は松方前々內閣時代より朝野の共に唱道する所なりしが其結果、果して如何なる點に就き繁文擇翩を除き何程の行政整理を奏効したるやは上下國民の皆危ぶむ所なりしが新內閣に於ても先般新たに行政整理委員なるもの〻任命あり目下現

に委員の間に詳密なる調査を遂げられつ〻ありとの事にして今回こそ斷乎たる整理刷新の効を擧げられんとする事なるを以て予輩は今より之が整理案の發表を翹望するに吝ならずと雖近日新聞紙上にも散見せる通り行政整理なるものは消極的整理のみにあらずして積極的に之を整理するも等しく皆行政整理にあらざるはなし、予輩熟ら我國文運の進歩と現時の大勢に鑑み之を觀察するに或點に向ては消極的の整理素より必要なるべしと雖寧ろ積極的に完全なる整理を遂げ鞏固なる基礎を確立するを要するもの却て前者に優るものなきにあらざるやを疑ふ而して一般行政の整理は姑らく置き監獄行政の大革新を行ひ確實なる行刑の基礎を大成せられんこと予輩の今日行政整理委員諸氏に希望せざるを得ざるなり予輩の茲に所謂監獄行政の整理革新なるものは地方稅支辨の監獄費を國庫の負擔に復し監獄監督權を主務省直轄の下に移されんこと是れなり、現行の監獄地方稅たるの條理にあらざること及び其之を一時地方稅支辨に屬せしめられたるは眞に當時の姑息手段に出たるは明かに明治十四年布告第四十三號の明示する所にして何人も疑を容れざる所なり、而して一面地方稅負擔の漸次增嵩せるにも拘はらず實に府縣監獄費の爲めに每年一府縣平均拾万圓以上の多額を支出せる割合となれり尤も府縣經濟の大小在監人の多少に依り各差異ありと雖最少の地方にして七八万圓より多きは無量三拾有餘万圓の支出を餘儀なくせられつ〻ある府縣ありと云ふにあらずや而して其負擔たるや決して少額にあらざるのみならず府縣地方稅總額の三分の一內外に相當せりと云ふに依て之を見るも積極的地方事業の上に幾何の影響を受つ〻あるやは實に予輩の想像し得ざる所なりとす、加之ならず地方稅支辨たるの結果、監獄監督上の統一を缺き行刑の統一均衡を保全する能はざるは識者の等しく知悉する所なるに依て之を觀るも地方經濟の整理且は監獄統一の完備を期せんと欲せば是非之を國庫支辨に復し主務大臣の直轄監督の下に歸せしめざるべからざるは炳として火を見るが如し、時恰も現任內務大臣は監獄改良に就き最も熱心なる板垣伯閣下にして現に今回の行政整理委員長も又同伯に依て組織せられたり依是觀之も予輩は這般の行政整理委員諸氏に待つに斷乎たる消極積極的の整理を遂行せらるべきを確信して敢て疑はざると同時に監獄行政の大々的整

矯正図書館

理として且は地方經濟整理の第一着手として府縣監獄費を全然國庫支辨に復歸せしめられんことを希望せざるを得ざるなり、況んや整理委員長たる伯が平素の言行より之を觀るも監獄改良に極力熱心せられつゝあるは朝野の普ねく知悉する所にして今回こそ是非其素志を貫徹すべしとの伯自らの宣言あるに於てをや、然るに聞く所に依れば國家財政上の都合に依り監獄費國庫支辨も或は暫時見合せらるゝやの由にして到底來三十二年度よりは實施覺束なき見込にこれありと、素より巷間の俗說にして予輩之を實言するに足らずと雖も又之が實言を要せざるが如しと雖も果して此說に傾きつゝありとせば板垣內務大臣閣下が宣言も到底之を實地に施爲する能はざるのみならず只姑息的法令範圍內の改良に過ぎずして監獄行政の大刷新も之を斷行するの道なきに終らんとす何となれば今日現に地方稅支辨の府縣監獄に向て如何なる改良事業を計畫せんとするも其經費の地方稅支辨たるの結果、費用の爲に制肘せられ且其管理を府縣知事に全任せるより監督管理の不便且不利益なる實例決して尠なきにあらざるを以てなり、然るに果して前述の如く國庫支辨論をして逡巡躊躇せらるゝことあらんかホンの細作なる改良を施すに過ぎずして熱心なる內務大臣の監獄改良意見も結局之を遂行する能はざるの止むなきに至り百の行政整理も遂に監獄行政の上に整理革新を見る能はざるに終らんとす、故に予輩が行政整理委員諸氏に切に希望すらく積極積極的の整理素より可なるを以て此際大英斷を以て監獄行政大整理の爲め府縣監獄の費用を國庫支辨に復し主務省直轄の制に改められことを、敢て委員長たる板垣伯幷に同時內務大臣たる伯に冀望するや一層切なりとす、尙終に臨み一言すべきは世間或は國庫に財源なきを云爲するものありと雖も今日地方稅支辨の監獄費は合計金四百五十万圓に達すと雖ども內四人作業に依て生する收入は金百餘万圓にして差引金三百五十万許を要せば伯か素志を遂し併せて予輩昔日の希望を達し得らるべきに於てをや國庫にして如何に財源なしと雖も國家財政の上より觀れば三百五十万圓は實に僅々たる金額に過ぎずして況んや一面地方經濟の發達を助長し明治十四年布告第四十三號の誓約（若し誓約と解し得べくんば）を國民に向て義務の履行を爲すものなるに於てをや。予輩の考案に依れば若し強て國庫に財源なしとせば

今日尙現に地方稅の收入に屬せる營業諸稅を全然國庫に移し之れが費用に充つるも該收入を以て償ひ得て尙餘裕あるべし、其地租は姑らく措くとするも酒稅を增すも所得稅を增徵するも僅々たる三百五十万圓位は決して國庫に支辨の道なしと云ふ能はざるにあらずや敢て卑見を披瀝し行政整理委員諸氏の一考に資すると云爾

○北海道監獄の管理及典獄增置に付ての意見

霞堂主人

今北海道に在る所の監獄は現行の官制に依り北海道廳長官をして之を管理せしめつゝあるも何故に該長官をして之を管理せしむる乎夫の府縣監獄の如きは地方費支辨に係るを以て各々其地方長官をして之を管理せしむるの必要ありと雖も北海道監獄は固より國庫費支辨なるを以て此點に於ては該長官に監獄を管理せしむるの必要あるなし然らば他に如何なる理由在て存する乎余は其理由を知らんと欲するも能はざるなり若し充分なる理由なきにも拘らず依舊之を管理せしむるものとせば此際之を改めすんはあるへからす

板垣內相か平素の持論として銳意熱心監獄の改良を圖らるゝは皆人の知る所なり而して第一着に是まで絕て其例なき典獄の大交迭を行はれ其後任には有爲の人物を擧げて大に刷新せられ績て既に社會の輿論となりたるのみならず改正條約實施に付ての一條件たる所の監獄費國庫支辨を初め其他獄制の改良を斷行せらるゝ見込の由なれども若し國家經濟上の都合に由り急に行はれざるものは已を得す之を後に廻し先つ以て其行はるゝものより事の細大を問はず着々實行せらるゝ方針にて今回典獄諮問會の際其旨を演達し親しく典獄の意見を聽かるゝ筈なりと云ふ內相の意見果して聞くが如くんば斯道に於ける前途の事業多々之れあるべし

余は差當り北海道廳長官管理の下に在る監獄は國庫費支辨に係るを以て同長官に之を管理せしむるの必要なく之を管理せしむるも何等の効なしと認むるに因り之れを內務の直轄に移し北海道集治監典獄をして之が監督を爲さしめば當に行政組織の順序として其當を得るのみならず行刑上に於ても亦其効あるべしと信ず何となれば該長官に在ては常に一般の行政及び事業の爲め頗る多用にして日も亦足らすと云ふ

矯正図書館

有樣なれば到底監獄の監督なでが行屆かざるも之を集治監典獄に監督せしむる以上は所謂餅屋にして其職務を以て專ら之を監督するに由り實際其効あるや明かなる道理なればなり

又北海道監獄を道廳より分離し之を內務の直轄に移し集治監典獄をして監督せしむると同時に典獄一人を增置し龜田監獄支署長に補するを要す此龜田支署は常に六百人以上の在監人を拘禁するを以て內地の靑森若くは岩手の監獄署よりは却て大監獄なれば典獄を置くの必要あり幸ひ北海道廳の監獄は他に比較して多くの判任官あり今現に書記看守長の定員四十二人あるを以て其內三人を減じて以て其俸給を流用するも七百圓の典獄一人を置くことを得べし而して餘る所の書記看守長は三十九人あり然るに在監人の數は本年五月三十一日現在千六百七十八人に過ぎざれば判任官一人に對する在監人は四十三人に當れり今內地に於ける監獄にては實際如何なる割合に當る乎と問へば凡そ判任官一人に對し在監人七八十人の割合なり然らば則ち北海道に在ては判任官の多きに過ぐるも決して少きに失するとなかるべし果して然らば數人の判任官を減じて以て其俸給額を典獄の俸給に充つるも獄務を整理する上に於て毫も差支なきのみならず高等官を置く以上は大に治獄の改良を爲すことを得べし是れ余の信じて疑はざる所なり

以上述ぶる所の理由あり且つ別に費用を要せずして眞正の大改良を加ふるを得べきの見込充分なるを以て內務大臣樞垣伯閣下請ふ余輩の忠言を容れ速に之を實施せられんことを謹て茲に卑見を述ぶると爾り

○臺灣淸時の司法制度

第一章　裁判所の組織

臺灣淸時の司法制度は淸國大陸と一樣なり則ち其裁判所は三段に設け置かれたり今讀者をして知り易からしめんが爲めに付するに新名稱を以てすることを左の如し

一　始審
二　覆審
三　大審

尙は事件と場合とに因ては更に高等裁判を開けり而して其高等裁判所は又二段に設け置かれたり付するに新名稱を以てすることを左の如し

一　高審
二　極審

第二章　裁判所の性質

始審裁判所

始審裁判所は某民事に對するや大小に論無く之か裁判を爲せり

其刑事に對するや輕重を分別し輕犯は專斷し重犯は罪名を擬定して覆審裁判所に送付せり但し服罪者に限る其服罪せざる者は獄中に入れ置けり

註　重犯とは斬絞軍流徒の千罪名か付すべき者か言ふ軍とは邊外軍警の發役に充てらるゝ罪なり流は二千里外三千里內に放逐せらるゝ罪なり徒は五百里外一千里內に放逐せらるゝ罪なり我れの徒刑に非ざるなり

其取扱ひたる事件は每月每回纏めて一冊に綴せ名けて詞訟月報と曰ふ民事刑事已決未決皆其中に在り而して五冊を製し之を該管の五長官に分送せり

註　詞訟月報を出さしむる者に事件延滯の弊を防き且つ地方の民況を知るか爲めなりと云ふ

始審裁判官には知縣等にして其五長官とは知府直隸州知州兵備道總督か言ふ

覆審裁判所

覆審裁判所は人民より控訴せる始審不服の民刑兩事を覆審せり但し其刑事は皆未決重犯に係れり

註　淸國にて已決未決と言ふは我國の斷ふ所と同じからず犯人の其罪を自認して供書に掌と押との兩印を押したる者之を已決と謂ひ其自認せざる者之を未決と謂ふなり而して其未決犯は始審裁判所の獄中より控訴するなり又控訴する事件は必ず重犯に係て輕犯に關き者は則ち輕犯に於て特に控訴を爲すの價値を有せざるが故なり

又始審裁判所より送付せる刑事を覆審せり但し其刑事は皆已決重犯に係れり

註　始審より送廻する事件は必ず已決重犯に限る即ち其罪を自認して供書に掌と押との印を押したる者に限るなり

民事の覆審は原裁判を破棄して改判するを得たり

註　我控訴院の爲す所と異ならず

刑事の覆審は其已決犯に對するや口供異なること無ければ則ち原判決書に奧書證明して更に之を大審裁判所に送付せり若し口供の翻異する者あらば則ち原始審裁判所に返付して再審せしめたり

其未決犯に對するや必ず其罪を自認するを待て大審裁判所に送付し其自認せざる間は獄に拘禁し置けり又已決未決に論なく覆審の結果或は輕うし或は重うして之を大審裁判所に送付する者有り又寃罪なるを知れば則ち大審高審の兩裁判所の批准を得て放免せり

其取扱ひたる事件は每件每回之を該管の各長官に報

矯正図書館

告せり

註　始審裁判所にては關係月報を製すと雖も覆審裁判所にては之を製せず毎件毎回之を報告するに過ぎざる者は地方の民刑關事大概始審裁判所にて結了し其覆審裁判所に至る者甚だ少ければなり覆審裁判官は知府にして其該管の各長官とは按察使布政使巡撫道臺を云ふ

大審裁判所

大審裁判所は人民より上告せる覆審不服の民刑兩事及び覆審裁判所より送付せる刑事を審判せり審判の結果事件を處分すること猶覆審裁判所處分例の如し但し上告は皆已決事件に係る

註　大審裁判官は按察使なり。始審裁判官なる知縣等の裁判進行中には覆審裁判官なる知府に控訴するを得ると雖も知府の裁判進行中には大審裁判官なる按察使に上告するを得ず必ず知府の判決を俟て然る後上告するを得る者とせり

又覆審裁判所より送付せる刑事にして口供翻異せば則ち覆審裁判所を經すして直に原審始裁判所に向て返付再審せしむ而して其再送せしむる時は亦必ず覆審裁判所を經るの手續を取れり

註　覆審大審にて犯人の口供を翻異する者有りて裁判所間に往來して決せず遂に覊を明にする者之を疑獄と謂ふ又絞繯にして死期を延へんと欲し徒に歲月を費やさしむる者有り故に俗語に云へる有り任其一鼻環勿使鼻頭分と亦以て其情を見る可きなり

大審裁判所にて已決せる刑事は復た他に送付せず而して高審極審の兩裁判所の批准を得て執行せり

註　高審極審の裁判官は後に詳かにす但し按察使は巡撫に巡撫は總督に稟報し總督は刑部に知照し刑部は主上に出奏し其一閱を經て執行したりと言ひ置かんのみ此等の官人が高審極審の裁判官と爲ることは漸を逐ふて說明せん

其取扱ひたる事件は毎件毎回之を該管の兩長官に具稟し及び同等の行政官に報告せり

註　該管の兩長官は巡撫總督なり同等の行政官は布政使なり

高審裁判所

高審裁判所は大審裁判所より具稟せる刑事を查閱して更に極審裁判所に諮報し及び人民より嘆願せる大審不服の民刑兩事を審判すること有り

極審裁判所

極審裁判所は高審裁判所より諮報せる刑事を查閱し或は事件に因ては恩赦する者有り又人民より嘆願せる高審不服の民刑兩事を審判すること有り

第三章　裁判官附裁判廳

始審裁判官は左の地方行政官にて之を爲したり

知縣　正七品　正官

知縣は縣知事にして我の辨務署長なり然れども其所轄の地廣く所有の權大にして行政司法及び警察の三權を掌り居れり故に之を百里侯と稱せり（一里は大約我の六丁に當る）此れ清國普通の下級行政官なり然れども地方に因ては左の行政官を置て亦知縣の職務を執らしむる者有りたり

知州　從五品（但し直隸州の知州は正五品）正官

州は縣より大府より小なる者にして我れに在ては則ち大辨務署とも謂ふべき者ならん清國にては普通行政の下級機關に關々之を入れ置て以て地方行政の權衡を操れり而して亦縣と比肩して府の管轄を受くる者なり但し直隸州と名けらるゝ州に至ては府と同等の地位に立てり臺灣の臺東州の如き是なり又地方に因ては左の行政官を置き亦知縣の職務を執らしむる者有り

同知　正五品　偏官

同知は知府に同じとの義にて俗に二府と稱す府の佐貳官なり又分府知事とも曰ふ本來府の派出官なり臺灣の基隆同知は即ち是なり初め海防及び船舶の事のみを掌り其他の民政は一切淡水知縣にて取扱ひ即ち淡水縣の管轄區域内に於て其職務を執りたるなり故に位は知縣の上に在りと雖も權は則ち遠く知縣に及ばざりき其後淡水縣より基隆三叠金包里の三堡を分割して獨立せしめ而して之を同知に屬して亦知縣の職務をも執らしめたり故に同知には知縣の職務を執る者有り執らざる者有り地方の便宜にて特任するなり又地方に因ては左の行政官を置て亦知縣の職務を執らしむる者有り

通判　正六品　偏官

通判は俗に三府と稱す亦府の佐貳官にして府の派出官なり臺灣の澎湖通判は即ち是なり亦知縣の職務を執る者有り執らざる者有り澎湖通判は即ち之を執り居れり

之を要するに知縣は始審裁判の正官にして他は皆便宜其裁判官と爲る者なり而して其裁判廳は別に設けず各其行政廳を以て兼用したり

覆審裁判官は左の地方行政官にて之を爲したり

知府　從四品　正官

知府は府知事にして我れの縣知事なり然れども其所轄の地廣く所有の權大にして行政司法及び警察の三權を掌り居れり而して同知知州通判知縣等を總管せり但し直隸州を除く又其裁判廳は別に設けず亦其行政廳を以て兼用したり

大審裁判官は左の地方司法官にて之を爲したり

按察使　正三品　正宮

按察使は全省一個の純然たる司法專務の裁判長官にして其廳を按察使司と云ひ俗に集司と稱す但し台灣にては兵備道台之を兼居たり

高審裁判官は左の地方行政官にて之を爲したり

巡撫　從二品　欽命使臣

巡撫は文武の兩權を兼有せる事務長官にして我れの總督なり民刑兩事俱に巡撫に向て嘆願する事件は亦總督に向て同時に嘆願書を出すを得たり

總督　正二品　欽命使臣

總督は地方文武の總裁官にして而して其巡撫を監督すること猶ほ我內務大臣が我台灣總督を監督するがごときなり

總督巡撫協議の結果其大事件に對しては按察使を立合はしめて自己親しく審判を爲し其小事件に對しては左の裁判局に命じて審判せしめたり

發審局

發審局は省城の在る處必ず均く之ありて總督若は巡撫の命を受けて審判せり其局の組織は左の如し

局長　候補道台若くは候補知府一名

檢事　候補知府若くは候補同知一名

判官　候補知縣三名若くは四名

局長は局務の總裁にして檢事は民刑に論無く之が取扱を爲す所の主任なり判官は皆發審委員と稱し各委任の事件を分擔して審判する者なり

極審裁判官は左の中央政府の高等大官及び皇帝に於て之を爲せり

刑部尙書　從一品　正官

刑部尙書は即ち我れの司法大臣なり各省總督より咨報せる事件を查閱し然る後皇帝に上奏して其批准を仰く又人民より嘆願せる事件を受理すると有り而して之を受理すれは則ち都察院に依頼して審判せしむ其審判の時には刑部尙書若くは其事務官會同して訟を聽けり但し其刑部に嘆願せる事件は必ず巡撫總督の審判若くは却下を經たる後ならざる可からず否らざる者之を越訴と謂ふ亦嚴禁なり

都察院左都御史　從一品

都察院左都御史は言官なり而して行政司法に論無く是非を奏議し及び民刑兩事の最終審問を爲す者なり人民は刑部に嘆願する塲合には亦御史に嘆願するを得一時に兩處に嘆願するも可なり其執れか

の一處に嘆願するも亦可なり御史に又右都御史なる者ありこれは衙にして虛官なり必ず各省總督に如へらるゝ者なり即ち各省總督は皆都察院の御史を兼ぬる譯なり故に御史同樣の職權を有するなり之を要するに御史の專務をのみ執る者之を左都御史と謂ひ其總督を以て御史の職權を行ふ者之を右都御史と謂ふなり

皇帝

皇帝は位法律の上に在て無限權を有する者なり刑部及び都察院より上奏せる事件を查閱して定判せり

定判の法は事件を集載せる冊子を呈供せしめ一時に遍眼して只知道了の三字を批するに過ぎず若し事情の怨す可き者有らば則ち死罪を免せしめたり謂ゆる司法權なる者は皇帝自ら行ひ敢て之を臣下に委任せざるなり

又死刑を行ふに二種有り一は則ち皇帝の批准を待て直に執行する者之れ有り海賊大逆の類是なり二は則ち通常刑事にして秋季を待て執行せしむる者なり秋季は萬物凋落の時にして人を刑するにも亦此時に於てするは即ち天道に則とると認めたる者にして支那の古制なり而るに皇帝の批准に洩れたる者は秋季に到ると雖も刑せられず此の如くにして三秋を經たる者は竟に獄に入れ置きを以て大赦の時を待て放免せしむと云ふ

人民より刑部及び都察院に嘆願する塲合には亦皇帝にも直奏するを得ると云ふ名けて叩閽と曰ふ叩閽にして受理せらるれば亦都察院に命じて審判せしむる者なり

刑部及び都察院及び皇帝に嘆願する事件之を總稱して京控と曰ふ京控とは京師にて上控するとの義なり其京控は實に稀有の事なりと云ふ（未完）

○雜　報

○繁文褥禮に就て

繁文省略は曾て其筋に於ても注意せらるゝ所にして冗費冗員を淘汰節約するの方針に出でざるはなし故に本省に於ても可及的此主義を取り遞達書類を節略し照覆の煩累を除くに勉められつゝあるは將に掩ふ可からざる事實にして要するに事務の進捗を期するの主意に外ならずと云ふ而して今回新に設けられたる行政整理委員會に於ても大小の政務を消極的積極的に整理刷新すると同時繁文褥禮に亘るものは斷じて之を省畧せらるゝ筈なりと云ふ吾人の見る所に

依れば主務省の監獄に關する事務は充分既に此方針に向て整理せられた る形迹多きを以て此上繁文の省略すべきものは絶て之れなきのみならず寧ろ却て漸次積極的整理を行はるゝに至るべしと雖も地方各監獄に就て細かに其眞相事實を觀察すれば多少の繁文褥禮に亘るもの之れなきやを保するもの能はざるが如しと雖も右等は素より處務の性質並に至るものもありと雖も外國に於ける實例も之れあり官吏の員數より之を對照するも當局者の格勤精勵を以てし苟も事の重複に渉るが如き取扱ある向は此際當局者に於て可成之を省略し其筋方針の存する趣旨に悖らざらんことを希望すと雖當局者は云へり

○建築内申に就て

監獄の設廢、監房の構造の如何は經濟上及び治獄上に大關係を有するを以て當局者に於ても注意細心詳密なる種々の調査を遂げらるゝは勿論なりと雖も尚其遺憾なきを保せらるゝの趣旨を以て府縣監獄に在ては其建築費用を府縣會に提議する以前に當て主務省に内申し指揮を請ふことゝなれり、然れども内申は素と建築費用の確定せざるものにして要するに其筋の注意より修正を加へしむるの餘地を存したるものに外ならざるが如し、然るに從來府縣より進達せらるゝ建築内申なるもの中に就き往々必要なる設計仕樣書及配置圖面の添付を缺て せず加ふるに其費額の幾千なるやも明示せず府縣會に提議數日前に迫り電報指令を請はるゝが如き地方なきを保せざるが如し、是等は曾て通牒の次第もこれあり旁々其筋の調査上に差支あるのみならず而して此不完全なる書類に向て電報指令を請はるゝが如きは實に輕擧の沙汰と云ふべし或は如此輕率なる建築内申なるものありとせば當局者の一考を煩はしたきことなりと云ふ

○監獄建築幷支署の廢設に就て

新たに監獄を改築新築し又は監獄支署の廢設は國家百年の大計にして將來の監獄制度改良上に至大の關係を有するを以て千思万考調査精密尚もすべからざるは素より論を待たざる所なり然れども將來監獄制度の改良方針の何の邊にあるやは到底之を窺知すべからざるを以て此際政府の大方針を示さるゝことゝ大に必要なるものあるが如し傳聞する所に依れば其筋の大方針なるものの既に確定せりとの事なるを吾人門外漢の知る能はざる所なりと雖も歐洲文明諸國の實驗も之れあり之に多少の斟酌を加へば後日大誤に陷ることなきに遑からんか吾人の信ずる所に依れば地方監獄（今の府縣監獄本署）は概して拘禁囚百人乃至千人内外を以て定員とし之に要する完全なる建物を準備せば可なるべく又其支署の設廢等に就ても從來既に建築完備せる地方は此際可成其儘存置し他日囚人配禁の備たらしむることゝ又肝要なるべし又近時區裁判所に甲號支部開設豫審事務開始せらるゝことゝなりたる以來監獄支署設備の必要ある地方多しと雖も他日監獄制度改正の曉きならでは到底斷乎たる判斷を下す能はざるが如し、何れにせよ目下現に全國監獄の改良新築を要する箇所決して尠なきにあらざるべきを以て此際其筋方針のある所を伺ひ建築標準の設定發布又急務中の急務あるべきか敢て當局者に諮を請ふ

○監獄築建費の幾分を國庫より補助せられん

伊藤前内閣は租稅增加其他諸稅案を擔保として府縣監獄費全部の國庫支辨を遂行せんとの計畫なりしことは將に掩ふべからざる の事實にして主務省に於ても國庫支辨後の總ての成案調査濟にして議會の協贊を得るの協贊を待つのみなりしに不幸にして只諸稅案の通過能はず其結果議會の解散となり折角の成案も書餅に屬したり是れ實に監獄改良の爲め一大恨事たりし、然れども新たに組織せられたる現内閣は幸に板垣伯を押して内務大臣の顯職に就かしむるに至りたるを以て監獄の方面に在ては寧ろ前日の恨事に換ふるに一大活氣を副ふるに至りしは實に不幸中の幸慶なりとす是れ即ち板垣伯の監獄熱心家たるを恃みとすればなり、然れども遂に來る三十二年度に於ては財源の素望たる監獄費全部の國庫支辨は到底行はれ難き事狀あるを以て姑らく後日を期するの止むなきに至るべしとの事なるを以て責めては國庫財政の許すに限りに於て着々改良の進歩を進めんとは現任内相の公言せられたる所にして一面刻下の急務たる改正條約實施の期漸く近くに從ひ一日も猶豫すべからざる外國人拘禁に關する諸準備を爲すの内に就き外人拘禁監房設備の必要ある勿論なるを以て差當り外國人を拘禁すべき開港場地の監房を修築するの必要ありと認め特別國庫より下渡金を爲さんとて當期の議會に提出することゝなり既に調査濟の上大藏省に回付せられたる趣に聞き及べり

○監獄局長を勅任とせらるべし

昨年八月内務省警保局中の一分課たりし監獄課を擴張して監獄局となし專任監獄事務官を置きたるさへ監獄局面の一大活氣を添へたるは將に沒すべからざる事實なりとす然れども局長を奏任とし爾來警保局長をして兼任たらしめられたるは經費の都合も之れありたるべしと雖亦適任の局長を得る能はざりしに依らずんばあらず、然れども條約實施の潮流は遂に彙任局長をして滿足する能はざるに至り又其地位を高むるの必要ありとし不日内務省官制を改正し監獄局長を上ぼして勅任となすの議既に熟し不日發表せらるゝに至る筈なりと云ふ、果して信なりとせば監獄の天地は實に多幸なりと云ふべし敢て祝す

○監獄書記看守長名稱統一の事

昨年召集の典獄會議の節典獄諸君より其筋に建議せられたる監獄書記、看守長名稱統一の件は獄制改良の機に讓らんとて姑らく詮議未濟となり居りしも全部の獄制改良は或る事情の爲め暫時遲引することゝなりたるを以て當局者一般の希望なる監獄官吏名稱改正の件丈け差當り遂行せられんとにて此頃之れが改正案を提出中なりと云ふ尤も名稱一定の上は警察の警部に於けるが如く一般に制服を着せしめ紀律の勵行、威嚴の確保を期するに至極事體の宜しきを得たるものなりとす然れば改正令發布の上は只其俸給を高め人才を吸收するの一事を餘すのみ而して其名稱は獨逸の制に倣ひ監獄理事と改稱せらるべしと云ふ

○來る通常會には國庫支辨法律案丈け提出せられん

監獄費全部の國庫支辨は國庫に財源なき爲め來年度より實施の運に至らざるべしとの事は前項に述べたり然れども是れ素より現内閣の非認せる所にあらざるを以て財源を得ば直ちに之を實行せんとは亦素より異議なき所なるを以て責めて當通常議會に向て國

矯正図書館

庫支辨法律案丈け提出せんとの趣旨にして當局主務者は頗る盡力せらるゝ所ありと云ふ尤も該法案通過の上は其施行期は他日に讓り勅令にて定むべきことゝなるべしと云ふ

○特別判任官の俸給增加案は如何及雇員俸給增加

物價騰貴の大勢は薄級官吏の俸給を增加するの必要あり進んで之を斷行せんとすとは大隈總理伯が先きに各地方長官に向て公言せられたる所なりと云ふ薄級官吏とし云へば下、雇員より判任及稍々上ぼりて郡長典獄等の薄俸者を指したるなるべく而して其第一着手として從來雇員の俸給最上十五圓なりしを此頃大石農商務大臣の提議に依り豫算定額に於て二十圓迄支給の件閣議決定し其旨一般に通牒せられたる筈なり吾人此改正案より贊成を表するに吝ならずと雖も雇員は元責任ある官吏にあらざる者にして月俸二十圓迄支給の道を開かれたるに拘はらず彼の特別任用の判任俸給を十二圓以上に留めたるを改正せられざるは何故なるや、特別判任官とそ云ふべけれ地方に至ては等しく是れ重大なる職責を有する官吏にして繁劇極まりなき事務に從事せるにあらずや而しして前者は却て其俸給上限を上ぼしたるに後者の俸給を增加せられざるは事体の宜しきを得たるに非ざるものにあらざるのみならず事理顚倒の甚しきものと云はざるを得ず現に各監獄に奉職する特別判任官は皆其事務に老練にして誠實且經驗に富めるものなるに看守にして一給俸十五圓尙之れより下て雇員を以て最高二十圓を支給するを得るに獨り當該者に限り依然十二圓以下たらしむるが如きは決して比較權衡し得べき所にあらざるなり況んや監獄官吏の名稱を統一し制服を着せしむると云ふに於てをや是れ尤も當局者の反省を要する點なるべしと信ず判任俸給最下級十二圓なるより割出されたる結果なりしと雖も目下既に判任官俸給令を改正せんとの議あるに於て同時に特別任用の判任俸給額を增加するの必要あるは素より論を俟たざる所なり敢て當局有司に詰請する所以なりとす但若し判任官俸給令の改正と同時發布せられんとの議ならば吾人姑らく噤默せんのみ

○押送規則の解釋に就て

囚人及刑事被告人押送規則第一條に於て囚人及刑事被告人の押送には必要なる書類を添付し云々とあり其何々の書類を添付すると明示せざるを以て往々押送途中に於て解釋を異にし押送上に差支を生ずること之れある由に聞き及べり例へば刑事被告人を甲地監獄より乙地方へ押送するに當り（控訴人或は裁判上證人參考人として）當初入監せしめたる令狀の謄付を要するや否やとの疑問に歸着す、右は從來多く其場合に於て令狀を添付せしも本年五月司法省民刑第八二號を以て刑事被告人に控訴裁判所の監獄に移すときは前令狀を添付すべき旨を定めたる明治二十四年司法省訓令第十二號を廢せられたる結果として此場合に於ては原裁判所の檢事は原令狀の添付を廢し只移送指揮を爲すに過ぎざるより移送を受けたる監獄に在ては監獄則第六條の新たに入監する者の例に依りとし途中令狀なきものは收監を拒絶せらるゝの照會あり送地監獄に却送するもの有りと果して如此事實あるとせば嘗に誤解の甚だしきものと云はざるべからず且つ押送規則の必要にあらざるの原令狀は必ずしも押送を拒絶し往々原發なれば監獄則第六條の新入監する者とは未だ何ぞ

○上田內務屬の出張

小泉宮城集治監典獄が去月廿九日を以て非職を命せられたるに就ては同時後任者の任命なく歛員中鈴木同監書記典獄代理を命せられたりと雖も集治監事務視察として且事務引繼實況視察を兼ね本月一日上田內務屬は同監へ出張を命せられ即日出發詳細なる觀察を遂け同十日を以歸京せられたり

○懲治場入の言渡に就て

刑法の責任年齡は十二歲以上なるを以て其以下の者に在ては如何なる所爲を爲すも刑事上の責罰なしと雖も滿八歲以上十二歲未滿の者又は十二歲以上十六歲未滿の者是非の辨別なくして犯したる時若くは瘖瘂者の罪を犯したる時は其情狀に因り若干の期間之を懲治場に留置するとを得るなり此懲治は固より刑罰の性質を有するものに非ず即ち一の行政處分にして其本旨たる幼者を再び害惡を爲すの監獄にも入監し居らざる者を新規入監せしむるの規定にして既に甲地に於て正當令狀に依り一旦せしめたる者を繼續乙者に移送せしむるものは勿論第六條の範圍外たらざるを得ざるを以てなり加之ならず司法省より全國裁判所檢事に向て前令狀の添付を廢せられたる事實あるに依て見るも甲地監獄署は之を添付するの道なきを以て押送途中の警察に於て之か遷傳を拒絶するが如きは謂れなきの甚だしきものと云ふべし希くは今後如此誤解の爲め累を他に及ぼすが如きとなきを沿道警察官に乞はざるを得ざるなり又移送を受けたる監獄に在ても此場合は監獄則第六條に該當せざるものなることを豫め注意を望むこと爾り

す能はざるの地に置き以て其心情を改良し以て其品行を矯正するに在り換言せば國家が强制的に敎育を施すものたるに過ぎず然るに實際上に在ては如何なる考なるか往々短期の懲治場入を言渡す裁判所あり甚だしきに至ては單に十一日の懲治を言渡すものありと云ふ此の最短期の懲治にして果して强制敎育の目的を達するとを得べき乎余輩をして遠慮なく之を言はしめば管に其目的を達すること能はざるのみならず却て害ありと斷言す勿論懲治場を監獄に附置するが爲め其被る所の弊害一層甚しきを以て之を監獄の外に分離せざる可からざるとは既に輿論の認むる所なるを以て早晩之れが改正の期あるべしと雖も兎に角短期の懲治は何等の効なきを以て六ケ月以上の懲治にあらざれば其効果を見ること能はざるべしと信ず故に之が處分を爲す裁判官は宜しく此點に注意し儀式的の宣告のみならず其効果を奏するに十分なる期間の言渡を爲すを要す是れ余輩が司法官に向て忠告せんと欲する所なり

○懲治人の假出場に就て

抑も懲治は國家が强制的敎育の方法に藉て懲治人の心意を改良するにあれば本人に於て果して悛改歸善の實効を表はしたる上は即ち既に懲治の目的を達したるものなるが故に假出場を許すも支障あるなし否之を許さゞるべからず故に懲治人にして行狀善良なる者は明治三十年內務省訓令第五號在監人行狀勘查及び賞譽規程に準し賞譽したる上尙改悛歸善の狀顯著なる者は明治十九年內務省令第二十四號假出場規則に依り監獄長官に於て假出場を許すとを得此假出場の途を開かれたるは十數年前にあるにも拘はらず從來假出場を許されたるもの極めて少きは果して

矯正図書館

如何なる理由ある乎顧ふに懲治の短期なる者多きに之れ因るべしと雖亦一年乃至三四年の懲治を言渡されたる者實際少しとせず然に假出場を許されたる場合の稀有なるは余輩甚だ疑ひなき能はず凡そ犯罪を撲滅せんと欲せば其芽を出す時期即ち惡少年より して十分に治療を加へざる可らずされば惡少年の甚しき懲治人の心志を改良することは今日司獄官の當さに盡さゞる可からざる任務なるを以て宜しく己れが子孫の如くに思ふて其心志を改良することに全力を盡し而して悛改歸善の顯著なる者あらば之に假出場を許すは獨り其者の爲のみならず他の模範と爲す上に於ても亦必要の奬勵法なるべし老練達識の士に對して偉りなき能はずと雖も頃日聊か感ずる所あり敢て一言す

○癈痼者の責罰に就て

現行刑法の規定に依れば癈痼者罪を犯したる時は其年齢の如何に拘らず總て刑事上の責罰なく唯其情狀に因り五年に過ぎざる間懲治場に留置するを得るのみ去れば實際成年以上の者にして懲治場に留置せらるゝあり而かも多少是非を辨別するの能力を有する者あり然るに社會の敎育は日に月に發達進歩し既に今日に在ては盲癈學校の設けあるに至れり然らば癈痼者と雖も一概に識別心なしと斷定するの能はず故に刑法の責任年齢以上にして其識別心を有する者は相當の刑を科することに改正せられたきものなり

○別房留置人の多き點に就て

別房留置人とは如何なるものなる乎現行監獄則には之を規定せずと雖も今日別房留置人と稱して監獄に留置く場合は即ち左の如し（第一）監視に付する者住居なく又は引取人なき時（第二）同上の者住居遠地に在て歸着する資力なき時（第三）在監人出獄に際し疾病の爲め實際出獄せしめ難き時以上第一及び第二の場合は刑法附則の規定に從ひ第三の場合は即ち已を得ざるの留置にして別に規則なしと雖も前年神奈川縣の伺に對し其筋の指令もあるものなり此三種の別房留置人は全國中果して若干あるか最近の調査に依れば本年五月三十一日現在の別房留置人は無慮一千六百二十一人の多きに至れり其内何れの種類の者多き乎之を詳にするを得ずと雖も蓋し第三に掲ぐる者は稀に見る所ならん果して然らば第一及び第二の者大多數を占むること疑ひなし而して廳府縣に因り其數同じからず故に多きは百九十九人乃至百二十人にして其少きは二十人内外の所あり此の如く著るき差異あるにより試に之を平均するも尙一地方凡そ三十五名に當れり豈少數なりと云ふ可けんや何故に此の如く多數の別房留置人を見るに至りたるか其原因に顧て之を考れば刑罰執行上監獄と警察とは車の兩輪に於て互に相俟て完全なる効果を遂ぐ可きものなるにも拘はらず或は此點に就て欠くる所なきにはあらざるか の感なきを能はず一例を擧ぐれば監獄より警察に向て被監視人の住居若くは引受人の有無を照會するに時に或は被監視人の都内に歸り來るを迷惑に思ひ却て引受けを拒むが如き傾きあり と聞く勿論是等の輩は其職務の何たるを解せざるか或は誤解しつゝある者にて多くの之れある筈なしと雖も或る地方の監獄に於ては警察に向て被監視人の住居若くは引受人を照會するも却て之を拒むとの廣あるを以て市町村役場に對して之を照會すると云ふ此說果して誤聞にあらずとせば双方とも極端に馳りて然るべからざるものと思考す故に監獄と警察とは能く迅協議を遂げ完全なる効果を奏せんことを國家の爲め希望せざるを得ず曾て其筋に於ても見る所あり明治二十七年内務省訓令第六百六十六號を發せられたるにも拘らず若し今日に於て實際に該訓令の行はれざるが如きことありとせば甚だ遺憾なるを以て監獄署長と警察部長と協議の末都下に對して洩れなく訓示せられ互に被監視人をして長く監獄の別房に留置せず刑餘の者は一日も速に出獄せしめて生業に就かしむるの方針を執るに於ては被監視人の引受人を得ること敢て困難なるべしと雖も其歸鄕旅費なき者に對しては監獄に於て可成工錢の多き作業を授くる等夫々保護を加ふるに於ては驚くべき數なる今日の別房留置人は他日其十分の一にも減じ獨り被監視人の幸福なるのみならず國家の行政上に於ても經濟上に於ても大に得策なるを以て余輩は此くあらんことを望む

○監視假免に就て

監視刑の利害如何に就ては嘗て種々の議論ありと雖も現行刑法に於ては多くの犯罪に監視を付し且監視人の規則稍々嚴に過ぐるの傾きあるを以て被監視人に於ては痛く迷惑を感じ其れが爲め出獄後生業を得るに頗る困難なるより復た罪を犯すの虞なしとせず然るに監視に付せられたる者其情狀如何に因り行政の處分を以て假に監視を免するの途あるにも拘はらず從來の經驗に依れば其監視を免せし者極めて少しと雖も然らば被監視人にして行狀方正なる者なきに因るか余輩は大に疑ひなき能はず何となれば主刑執行中改過遷善の狀著るく且出獄後生計の途ありと認めて假出獄を許す者毎年少からずして此一兩年間は假出獄を許されたる者にして更に罪を犯したる者絶て之なしと云ふ夫れ此の如き好成蹟を見る上は從て監視假免も亦相當にありて然るべしと思はるゝ然るに實際監視假免の極めて少く殊に一人も之なき地方多々あるは抑も如何なる所以なるか余は更に其理由を解せずと雖も假出獄は典獄に於て申請するも監視假免は警察官の上申に係るを以て各々其見る所を異にし從て監視假免の少きものならん歟兎に角刑法附則に於て監視假免の途を開きあるにより警察官に於て將來危險の廣くせられ度きものなり其監視假免を得る以上は生業に益々便利を與へ復た罪を犯す者なきに至るや必せり監視假免に付ては假出獄の如く一定の期間を經過するを要せず故に期間の半は若くは三分の一を經過したる時と雖も其情狀に因り假免を與ふること固より差支なかるべし

○滯獄日數の長きに就て

滯獄日數は近年漸く短縮し明治三十年中は全國を平均して一人二十日に過ぎすと聞きたりしが頃日新聞紙の報ずる所に因れば某監獄署には今現に二年以上滯獄する者九名ありと一々其姓名を擧げたり是れ其事件の煩雜にして且上訴等を爲したるが爲めに因るものならんと雖も余輩は其滯獄日數の長きに驚かざるを得ず裁判官たる者假令審問の時期を制限せらるゝことなりと雖も二年以上の長き時間未決拘留を爲すに至ては或は訴訟淹滯の誹を免かれざるべし其訴訟の淹滯も民事の如く人の自由を妨ぐることなき場合は暫く默すべきも刑事は皆有罪者とのみ限らざるを以て就中免訴無罪となる者は別して迷惑を感ずる

なり苟も人權の重んずべきを知る者は此訴訟滯滯の弊害を除かずんばあるべからず其れ此弊を除くには獨り裁判官のみならず原告官たる檢事に於ても宜しく罪證を擧ぐるには犯罪搜査の任ある司法警察官に於て之を拾集せざるべからず其罪證なき者は免訴無罪とするの外なし果して然らば一人の能くすべき所にあらざるを以て各々其職責を盡し被告人をして長く囹圄の裡に吟呻せしむるとなく一日も速に之が判決を與へられんことを希望して已まざるなり更に希望を述ぶれば罪證堙滅若くは逃走の虞なき者には可成責付保釋を許し今後一年以上滯獄する者なからしめんことを望む此滯獄の點に付て監獄官吏は裁判官に向て隙を容るゝの職權なしと雖も或は國庫若くは地方費の經濟に關係し或は被告人の疾病其他平素の行狀如何に因り裁判官が責付保釋を爲すに當て大に參考となるべきものあらん故に監獄官吏に於ても常に此點に注意せられ滯獄日數を減せしむるにあらずんば他の文明國に對して辱づる所あるべし

○在監人の働作に就て

或人曰く監獄は紀律の府なり紀律は之れを勵行せざるべからずと實に然りと雖も紀律たるものは徒に窮屈を感せしむるものにあらず去れば自由刑の執行を受くる囚人と雖も謂はれなく苦しみを與へらるゝことなかるべし然るに在監人は紀律を保つ上に於て必ず正坐せしめざる可からずとの論一時盛に行はれ監房に在る者は勿論坐作の業を執る者に至る迄終日正坐せしめ休憩時間内と雖も膝を崩すことを許さざりしが其取扱少しく嚴に失し實際堪へ難きものあるべしとて已に近頃より正坐の法を寬にし或る時間を限り て略坐を許し作業中强て正坐せしむることなきに至れりと云ふ是れ明かに改良進歩の一として數ふべきものなるべし然りと雖も極端より極端に馳り監房に在る者は終始安坐し得べきものと心得官吏に對して願訴を申立つる時に至る迄徹慢無禮に渉るが如き弊を生ずることなきを要す故に一定の時間を限りて略坐を許すか若くは別に制限を付せずして之を許すとするも官吏に接する場合の如きは正坐に復し相當の敬意を表せしめざるべからず其監房又は工場に於て畧坐を許すは固より可なりと雖も夫の祭誨堂に於て之を許す少しく穩當を欠くの嫌あり然れども從前の如く板の間に正坐せしむるに於ては苦痛に堪へず其結果敎誨に感ずるの念乏しきに至るべしと信ず因て敎誨堂には腰掛を設くるを以て至當なりと考ふるなり

○典獄交迭の一段落

監獄改良の一大利器は典獄の精選を始めとし監獄官吏の刷新を行ふにあるは當局有志の曾て口にする所なりしが政府も亦此必要を認め七月二十九日、三十名の典獄に非職を命せられ無慮十四名の典獄の大淘汰を公表せられ今回此厄運に遭遇せられし諸士は何れも皆多少監獄に功蹟を遺されたるを以て吾人は諸士の不幸を吊するに吝ならず將た其の功勞の沒すべからざるを信ず、然して其後任者は如何なる方面より又如何なる俊才を以てたさるゝやは當局者の鵜首せし所なりしが本月十日を以て發表せらるゝに至れり其の氏名は實に左の如し

任 北海道集治監典獄 正七位勳六等 栗本勇之助
任 同 典獄 正七位勳六等 若山儀一
任 千葉監獄典獄 正七位勳六等 茂木保一郎
任 神奈川縣典獄 正七位勳六等 吉田清成
任 大分縣監獄典獄 正七位勳六等 佐藤元次郎

任 北海道集治監分監長 正七位勳六等 栗本勇之助
叙 高等官七等 同 從七位勳六等 栗本勇之助
任 警視廳典獄 從七位勳六等 栗本勇之助
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 栗本勇之助
任 北海道集治監分監長 從七位勳六等 内藤正七位勳六等 有馬四郎助
叙 高等官六等 同 正七位勳六等 有馬四郎助
任 宮城縣典獄 從七位勳六等 木名瀬熊助
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 木名瀬熊助
任 新潟縣典獄 從七位勳六等 木名瀬熊助
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 木名瀬熊助
任 鳥取縣典獄 從七位勳六等 長谷川信綱
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 長谷川信綱
任 沖繩縣典獄 從七位勳六等 木戸孝正
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 木戸孝正
任 愛媛縣典獄 從七位勳六等 河保政幹
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 河保政幹
任 福岡縣典獄 從七位勳六等 柿木原政澄
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 柿木原政澄
任 宮崎縣典獄 從七位勳六等 堀内久保
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 堀内久保
任 茨城縣典獄 從七位勳六等 野口辰次郎
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 野口辰次郎
任 群馬縣典獄 從七位勳六等 杉野喜精
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 杉野喜精
任 埼玉縣典獄 從七位勳六等 川阿久保
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 川阿久保
任 北海道集治監分監長 從七位勳六等 荒木貫一
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 荒木貫一
任 警視廳典獄 從七位勳六等 荒木貫一
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 荒木貫一
任 北海道集治監分監長 從七位勳六等 内藤正七位勳六等 有馬四郎助
叙 高等官六等 同 正七位勳六等 有馬四郎助
任 北海道集治監分監長 正七位勳六等 山口卯太郎
叙 高等官六等 同 正七位勳六等 山口卯太郎
任 鳥取縣典獄 正七位勳六等 宮崎辰雄
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 宮崎辰雄
任 愛媛縣典獄 正七位勳六等 宮崎辰雄
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 宮崎辰雄
任 福岡縣警部正 八位勳七等 岡山縣典獄正 勇次郎
任 廣島縣看守長 三池集治監書記 佐賀縣典獄 廣瀨雄
任 北海道集治監看守長 青森縣典獄正 八位勳七等 角尾小太郎
叙 高等官八等 同 正八位勳七等 角尾小太郎
任 北海道集治監看守長 松山縣典獄 黒澤小野次郎
叙 高等官八等 同 正八位勳七等 黒澤小野次郎
任 北道海集治監看守長 野崎爲宏 山口太郎 齋藤德治
叙 高等官八等 同 正八位勳七等 山口太郎 齋藤德治
任 愛知縣典獄 山崎正 字田野龍造
叙 高等官八等 同 正八位勳七等 字田野龍造
任 靜岡縣典獄 長野正 書記 茨城縣典獄 宮城縣典獄 群馬縣典獄 内務屬 杉野喜精
叙 高等官八等 同 正八位勳七等 杉野喜精
任 北海道集治監分監長 北海道集治監典獄 從七位勳六等 荒木貫一
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 荒木貫一
任 警視廳典獄 從七位勳六等 荒木貫一
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 荒木貫一
任 北海道集治監分監長 從七位勳六等 内務正七位勳六等 有馬四郎助
叙 高等官六等 同 正七位勳六等 有馬四郎助
任 宮城縣典獄 從七位勳六等 木名瀬熊助
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 木名瀬熊助
任 新潟縣典獄 從七位勳六等 木名瀬熊助
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 木名瀬熊助
任 鳥取縣典獄 從七位勳六等 長谷川信綱
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 長谷川信綱
任 沖繩縣典獄 從七位勳六等 木戸孝正
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 木戸孝正
任 愛媛縣典獄 從七位勳六等 河保政幹
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 河保政幹
任 福岡縣典獄 從七位勳六等 柿木原政澄
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 柿木原政澄
任 宮崎縣典獄 從七位勳六等 堀内久保
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 堀内久保
任 茨城縣典獄 從七位勳六等 野口辰次郎
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 野口辰次郎
任 群馬縣典獄 從七位勳六等 杉野喜精
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 杉野喜精
任 埼玉縣典獄 從七位勳六等 川阿久保
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 川阿久保
任 北海道集治監分監長 從七位勳六等 荒木貫一
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 荒木貫一

任 北海道集治監分監長 北海道集治監典獄 從七位勳六等 荒木貫一
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 荒木貫一
任 警視廳典獄 從七位勳六等 荒木貫一
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 荒木貫一
任 北海道集治監分監長 從七位勳六等 内務正七位勳六等 有馬四郎助
叙 高等官六等 同 正七位勳六等 有馬四郎助
任 宮城縣典獄 從七位勳六等 木名瀬熊助
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 木名瀬熊助
任 新潟縣典獄 從七位勳六等 木名瀬熊助
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 木名瀬熊助
任 鳥取縣典獄 從七位勳六等 長谷川信綱
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 長谷川信綱
任 沖繩縣典獄 從七位勳六等 木戸孝正
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 木戸孝正
任 愛媛縣典獄 從七位勳六等 河保政幹
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 河保政幹
任 福岡縣典獄 從七位勳六等 柿木原政澄
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 柿木原政澄
任 宮崎縣典獄 從七位勳六等 堀内久保
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 堀内久保
任 茨城縣典獄 從七位勳六等 野口辰次郎
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 野口辰次郎
任 群馬縣典獄 從七位勳六等 杉野喜精
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 杉野喜精
任 埼玉縣典獄 從七位勳六等 川阿久保
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 川阿久保
任 北海道集治監分監長 從七位勳六等 荒木貫一
叙 高等官七等 同 正七位勳六等 荒木貫一

任 神奈川縣典獄 叙 高等官八等 釧路分監詰 命ス
任 空知分監詰 命ス
十勝分監詰 命ス
三俣分監詰 命ス
補第四部長 兼 鍛冶橋監獄署長
一級俸下賜
補 集治監典獄 署長 命ス
宮城集治監典獄 署長 命ス

大分縣監獄書記兼大分縣看守長 佐藤元次郎
叙 高等官八等 同 典獄 佐藤元次郎
北海道集治監分監長 荒木貫一
叙 高等官七等 同 典獄 荒木貫一
北海道集治監分監長 八田裕二
叙 高等官六等 同 典獄 八田裕二
北海道集治監分監長 内藤正七位勳六等 有馬四郎助
叙 高等官六等 同 典獄 有馬四郎助
北海道集治監分監長 芳賀宣 一轍
叙 高等官六等 同 典獄 一轍
北海道集治監分監長 正七位勳六等 茂木保一郎
叙 高等官六等 同 典獄 茂木保一郎
千葉監獄典獄 正七位勳六等 茂木保一郎
叙 高等官六等 同 典獄 茂木保一郎
神奈川縣典獄 正七位勳六等 吉田清成
叙 高等官六等 同 典獄 吉田清成
大分縣監獄典獄 正七位勳六等 佐藤元次郎
叙 高等官六等 同 典獄 佐藤元次郎

○再犯の統計に就て

頃日其筋の調査に係る我國再犯以上の囚人は百分の五十六即ち半數以上を占むる由然るに右は本年三月三十一日現在の囚人に就て調査せしものなりとのことなれば囚人は百分の四十内外なるへし去れは百分の十なる統計材料とは云ひ難し何となれば囚人は毎日出入あり而も再犯以上の者は概して重き刑に處せらるゝを以て從て長き間監獄に在るも初犯の囚人は短期の者多きに因り其受刑者の夥多なるに拘らず忽ち出獄して長く監獄に止まるなきを以て初犯の者と能く再犯に調査を遂けられたる處昨三年中に受刑者十六萬六百五十四人の内再犯以上の者は十萬三千六百三十九人にして爲めに更に百分の三十五に過ぎすと云ふ果して然らは之を外國に比するも敢て再犯者多き方にはあらさるへし然り而も一利一害は數の免かれさるものにて裁判宣告を速に運はんとするか爲め自然取調の行屆かさるものあるによりて刑を受くるもの多少前科を包藏して出來得る丈の手續を盡して遂くるる者は前科者を見顯はす由なれは前科を包藏し遂くるる者は百分の五ありとするも合て少かるへしと雖も假に百分の四十内外なるへし去れは再犯以上の者は百分の

矯正図書館

敢て多きにあらさるへきも行刑の主たる目的は再犯防遏にあるを以て實際其局に該らるゝ諸君は尚一層奮勉せられ監獄の改良に伴ひ再犯減少の効果を表はされんことを期望す

○典獄召集期日確定せらる

本年春以來風説頻なりし典獄召集は將に事實となんとして數回立消になり居りしが議會解散後の總選擧は本月十日を以て終了を告げ一面監獄界の一大刷新たる十數典獄の非職あり暫時缺員にてありし後任典獄の發表は愈々本月十日の官報を以て公けにせられたるあり唯後任未定の地方は神奈川の一縣に止まりは是れ又不日發表せらるべしとの事にて先づ一段落を遂げたるを以て典獄諮問會は愈々來る九月十五日以後に於て開催せらるゝことに確定し同十五日を期し典獄をして上京せしむべき旨既に内務大臣より各府縣知事并に集治監監獄に訓令を發せられたりと云ふ獄制改良の必要は吾人を欺かす斯道の爲め慶賀すべき限りなり

○典獄諮問會に就て

典獄召集は前項の通り九月十五日と確定せられたりと雖而して今回の典獄諮問會は改訂條約實施準備に關する種々の諮問訓令等之れあるべきは當局者の均しく想像する所なりと雖も一面典獄大交迭後日尚淺く何れ劣らぬ襲任典獄の事とは云へ諮問案に對する熟考案且は調査を要するもの多きを以て諮問案は悉皆印刷の上豫め各府縣に配布し置き充分の考査時日を與へられんとの趣旨にて既に夫々配付濟になりたる由に聞く、是れ實に一新案にして諮問會開會の上は有益斬新なる高説を以て議場を充たすことなるべしと想像せらるゝ尤も諮問案中には種々の統計を調査し書面を以て答申せしめらるゝ事項も多々之れありと云ふ而して其諮問案及會議の詳況は次號に於て讀者に紹介することを忘らざるべし

○新任典獄諸士を歡迎す

吾人熟ら典獄大淘汰後の後任典獄諸士の經歴及性行を想見するに一として肯綮を得さるものなきが如く撰抜擢任皆宜しきを得て聊かの遺憾なきを認むる而て監獄界に經驗を有せらるゝ諸士は何れも皆監獄界の名士にして其警察若くは主務省より出身せられし諸士は悉く出藍の明星ならざるはなし去れは諸士の榮進素より之を祝すべきは論を待たずと雖も諸士の前途は益々多幸多望加ふるに尚遼遠なるを以て諸士の敏腕なる素より綽々として尚ほ餘裕あるは吾人今よりこれを斷言するを憚からざる所なり諸士夫れ健全自ら持し監獄社會の輿望を充たすに吝なるなからんことを敢て諸士の就任を祝し希望を述ふること爾り

○海軍々法會議處斷囚拘禁の件

明治三十年勅令第三百二十二號を以て海軍監獄條例を發布せられたるに就ては同條例第二條明文以外の囚人（海軍々人と共犯の普通人及刺官若くは刑期中現役滿期の者等は海軍監獄に拘禁すべからざることとなりたるを以て右等の囚人は自今海軍々法會議に於て處斷せられたる者と雖も陸軍々法會議處斷同樣海軍々法會議所在地の地方監獄に拘禁し其費用は普通裁判所處斷囚同樣拘禁府縣の監獄費を以て支辨すべきことゝなり本月十一日内務省訓令第十八號を以て通達せられたり

○職印彫刻方改正の件

從來勅任官以下大小官吏の職印は官職氏名を彫刻し

○通信

○岡崎監獄支署教誨一班

在龍城　男川漁夫報

岡崎監獄支署は元と三の丸と稱し同藩の倉庫を兼用せられし者にて其構造尤も古く監獄としては不適當の屋舍なるも爰三四年間に於て夫々大に改良を加へられ庫及廠等は殊に著るく近來見る可き者多々あるに至る今般教誨沿革の概略を報導す

一愛知縣岡崎監獄支署に於ける教誨は明治十六年中眞宗大谷派より請持し三河在住の僧侶をして毎月數回四組に教誨を施す事となり同廿五年に至りて三河中部察の教官教誨師を兼任し時々工場及監房を巡廻して教誨を與ふる事となりしも明治廿六年今の署長松永正業氏赴任せられ四人感化上最も有用の教誨師にして如斯不備なるを嘆じ玆に照會する所あり終に常置教誨師を派遣するに至る爰に於て松永署長は教誨室の建設を企圖するも地方經費の許さゝるを以て答申せしめらるゝ事項も多々之れありと云ふ而して其諮問案及會議の詳況は次號に於て讀者に紹介することを忘らざるべし

○新任典獄諸士を歡迎す

吾人熟ら典獄大淘汰後の後任典獄諸士の經歴及性行を想見するに一として肯綮を得さるものなきが如く撰抜擢任皆宜しきを得て聊かの遺憾なきを認むる而て監獄界に經驗を有せらるゝ諸士は何れも皆監獄界の名士にして其警察若くは主務省より出身せられし諸士は悉く出藍の明星ならざるはなし去れは諸士の榮進素より之を祝すべきは論を待たずと雖も諸士の前途は益々多幸多望加ふるに尚遼遠なるを以て諸士の敏腕なる素より綽々として尚ほ餘裕あるは吾人今よりこれを斷言するを憚からざる所なり諸士夫れ健全自ら持し監獄社會の輿望を充たすに吝なるなからんことを敢て諸士の就任を祝し希望を述ふること爾り

○海軍々法會議處斷囚拘禁の件

明治三十年勅令第三百二十二號を以て海軍監獄條例を發布せられたるに就ては同條例第二條明文以外の囚人（海軍々人と共犯の普通人及刺官若くは刑期中現役滿期の者等は海軍監獄に拘禁すべからざることとなりたるを以て右等の囚人は自今海軍々法會議に於て處斷せられたる者と雖も陸軍々法會議處斷同樣海軍々法會議所在地の地方監獄に拘禁し其費用は普通裁判所處斷囚同樣拘禁府縣の監獄費を以て支辨すべきことゝなり本月十一日内務省訓令第十八號を以て通達せられたり

○職印彫刻方改正の件

從來勅任官以下大小官吏の職印は官職氏名を彫刻し

○通信

○岡崎監獄支署教誨一班

在龍城　男川漁夫報

岡崎監獄支署は元と三の丸と稱し同藩の倉庫を兼用せられし者にて其構造尤も古く監獄としては不適當の屋舍なるも爰三四年間に於て夫々大に改良を加へられ庫及廠等は殊に著るく近來見る可き者多々あるに至る今般教誨沿革の概略を報導す

一愛知縣岡崎監獄支署に於ける教誨は明治十六年中眞宗大谷派より請持し三河在住の僧侶をして毎月數回四組に教誨を施す事となり同廿五年に至りて三河中部察の教官教誨師を兼任し時々工場及監房を巡廻して教誨を與ふる事となりしも明治廿六年今の署長松永正業氏赴任せられ四人感化上最も有用の教誨師にして如斯不備なるを嘆じ玆に照會する所あり終に常置教誨師を派遣するに至る爰に於て松永署長は教誨室の建設を企圖するも地方經費の許さゝる

より止むなく教誨師に謀る所あり同派の僧侶橋祐利渡邊顯三浦六雄等の諸氏又に盡力し三河國内有志會堂を選營して明治二十七年之れを獻納するに至る爾來教誨の法を改め本願寺よりは特に專任教誨師として三浦六雄氏を派し助勤に鈴木公圓氏任ぜられ次て學士補高橋久丸師教誨師となり日向順服助勤として赴任し終日部門を分ち感化事業に從事せらる又感化簿帳を設け以て遷善者の統計を明にし再入者に對する教誨の法を設くる等到らざる處なく大に見る可き者あるに至る今廿九年四月より三十年三月に至る一ヶ年間の入監者と廿七年一月以來同監獄より放免せし者にして重れて入監せし者の統計を得たれば左に

入監者　男　千〇三十八人
　　女　百十九人

内

初犯者　男　五百八十八人
　　女　八十九人
再犯者　男　四百五十人
　　女　三十人

内

同監獄署放免　男　八十一人
　　女　四
后再入せし者　男　十七人七分一
　　女

以上の如くにして再犯者百人に對し同署に於て感きに行刑せられたる者の再入は纔かに「十七人七分一」に過ぎす之れ全く斯業に力を盡されたる結果に依る者と云ふ可し松永氏は今回大谷派より左の如く特に木杯一個を寄贈せらる氏の名譽又大なり倘望む益々彼等可憐の囚徒をして感化薫養の域に進むを得せしめられんことを

寄

平素囚人の感化に盡瘁し教誨上例容を與へられ候段曾に當務者の幸のみならず衆に斯道の爲め慶賀の至り依て木杯一個及寄贈候也

明治三十一年六月三十日　大谷派本願寺　開教事務局

松永正業殿

○英語研究と病監の改築

福井縣監獄署

司獄官英語講習　福井縣監獄署に於ては今回英語研究會を組織し田井典獄初め署員一統之れが會員となり教員は福井尋常中學校教員飯沼一雄氏に囑託し七月八日午後七時より講習を初めたり

病監改築　福井縣監獄署の病監は從來其構造甚だ不完全にして殊に空氣の流通惡しく加之濕地に關するを以て病監としては適當の處ならざるに依り先年經會の決議を經其筋の認可を得て本年春來之が改築工事中の處先頃落成したるが其構造大に改良を加へられ壘を數ふ便所手洗場及び外圍に障子を設けられたる等從病監とは雲泥の差あり且つ食物は是迄健康囚と病囚とは多少の差別ありしも殆んど全一の食物を與へたるに新くては醫療上充分其功を奏する能はざるの憾あるを以て今回之れが區分をなし病囚には成るべく消化宜しくして多少滋養に適するものを撰み與ふるに至りたるに彼是相待つて著るく其効あるを見る之れを將來一年の統計に徵せば恐くは從來に比較し必ず患者及び死亡數を減少するに至らんとの事なり

○寄　書

○所感一「同僚看守諸君に一言を呈す」

山梨　志久明山

余は今更に諸君に向て敢て喋々するには非らざれ共聊か爰に卑見の一ある處を一言せん夫れ我が奉する看守の職は如何なる志操と如何なる責任と如何なる方針とに依て以て其職務を完全に執行するとを得るや抑看守の職務は百務中の勞働たるとは既に世人の是認する所なり而して其志操は高明廉潔公平無私剛勇慈愛勉強の七其一つも缺くるに於ては完全に觀察を遂くるとを能うまし且つ責任は彼等社會に在りて重且つ大なるが故父兄親戚か血涙を灑いて強ひて意見を加ふるも所謂酒蛙の譬の如く一つも意に介するなくして恰も寢耳の疾の治するこを能はざるか如き者を眞心悔悟の念を惹起せしめ以て人倫の道を踐行し社會の眞民たらしめんと欲する志念を有すべき國家的重且大なる責任なりモーレル氏曰く犯罪を以て個人若くは家族の墮落の現象となす之れを換言すれば犯罪は寧ろ國家墮落の一現象と言ふも強ち譯言に非らざる可し去れば犯罪を減少し有益なる眞民たらしむるは實に個人若くは家族或は國家の墮落を救治するに止まるのみならず是と同時に一國の文明發達を增進するものなれば彼等多囚の罪囚をして轉迷悔悟非行を改めしむるは今日より急務なるはなしと則ち是れに依りても直接戒護の任に當る其人の責任を知るに可し而して如何なる方針を以てせばモーレル氏の言を全うするとを得るや即ち看守か以上の志操及責任を深く腦裡に印し專心一意言々句々齒を吐けば經となり足を舉ぐれば法となり以て赤誠を盡いて罪囚の模範となりて之れを戒護し勇往奮進大岳前に崩れ迅雷後に落るも關乎とせず慌れず虎右に嘯き狼左に睡るも毅然として動ぜず白刃を踏んで恐れず彈雨を侵して退かず身を鴻毛の輕に比し其職自ら天寵固有の性情を實踐し以て眞民に導くは我々の任ならずや此任を全うせず只皮想的則外形の改良何程進歩すると雖も文明の華として高枕安眠する能はざるなり

今や內地雜居も目睫に迫り動もすれば彼外人を我法權の下に拘禁する近きにあり其時に我獄制の善美なるを彼等に感ぜしむるも亦看守の手腕にあり嗚呼此職務を完全に執行せば修に社會を益し其利實に言ふ可らず是れに反して些少たも汚職の行爲あるときは啻に其地位の尊嚴を失墜するのみならず其眞想は忽ち囚人の眼鏡に映じ其風俗を模擬す故に刑罰の執行は却て罪惡を養成する如き結果に至り爲めに改良感化の目的は類敗して修ひに違するの能はずして其害實に言ふ可らず嗚呼深く愼哉看守たるもの警戒留意して職務を執行せざれば利害如斯以上劣を顧みず卑見を述べ以て識者の明教を仰く

187